

監獄雜誌

第八卷第五号

録目

- 論説……………(一頁)
 - 社會と犯罪の關係を論じ免囚保護事業の必要に及ぶ 小河 滋次郎
- 海外通信……………(十七頁)
 - 監獄協會に於ける小河滋次郎氏の報告
 - クロコチ翁より小河滋次郎氏の書翰
 - ヨセフ、ハイレル氏より同上書翰
 - タラツク氏より留岡幸助氏へ書翰
- 翻譯……………(二十一頁)
 - 出獄者保護論(英人タラツク氏著刑罰及犯罪豫防論の一節抄譯) 紫雲山房主人
- 特別寄書……………(二十三頁)
 - 治獄の要道 佐望
 - 監獄改良論第九 川環生
- 統計……………(三十一頁)
 - 明治卅年二月末日全國在監人員表 神戶 森本 松吉
- 教誨……………(三十二頁)
 - 留岡幸助君の教誨論を讀む 安藤太郎君演説
- 法令……………(三十八頁)
 - 出獄者に對して同情を寄す
- 雜錄……………(四十二頁)
 - 監獄の品格をして高からしめよ 浜 街
 - 巡査看守の欠員を如何にせんとする 宇 生
 - 労働者保護法に關する列國會々議々案 洋 々 散 士
 - 作業受負契約に就而 洋 々 散 士
 - 存監人行狀勸査及賞罰規定に就て 洋 々 散 士
- 通信……………(四十九頁)
 - 二件
- 雜錄……………(五十二頁)
 - 數十件
- 寄書……………(六十頁)
 - 二件
- 彙報……………(六十二頁)

警察監獄學會發兌

葛城慈雲尊者垂示

●十善略法語隨行記 ●人となる道隨行記

台本 全一冊
正價 廿五錢
郵税 いらぬ

◎此書の言門の古徳欽光慈雲尊者在世の頃京師に於て授戒會の砌り受者の爲め十善戒を講述せられし節上根の人の其廣を請ひ下根の人の其略を願ふ現に其頃より世に流布する十善法語十二卷の者其廣にして今爰に刊行するもの其が略也此の下根の人々の爲め垂示せられしものなれば平易簡明にして其要を得る甚深なり本書の如きの普通文字を読み得る者の婦女子にても解し得る書なれば佛教信者と信者に非ざるとに依らず世に人とし生るゝ者の必ず此書を一讀し人の人たる道をふみはづさぬ様心懸けられんことを且つ十善略法語の神道家の爲め垂示せられし書なればをもに神道の意に依りて講述しあれバ世の神道家も必讀すべきの書なれば佛教信者に限らず凡そ世に人とし生るゝ者此書を読み此道をおふするの人多々ならんことを殊に布教傳道の士に布教の好材料となり施本として近時居士俗士の著書と同一の比に非ず其功實に大なりと云ふべし請ふ一本を購求し座右の愛寶とし日常隨行せらるゝに至らんことを

●代金の郵便小爲替にて(京都五條局)へ振込の事

發行者

京都市下京區長寺町
(學校前)卅三番戸内

京都、大坂、東京、名古屋、其他各地

奥野研壽 佛敎書林

賣捌所

監獄雜誌第八卷第五號

論 說

● 社會と犯罪の關係を論じ免囚保護事業の必要に及ぶ

小河 滋 次 郎

近年我が國に於て世人が漸く其の注意を社會問題に惹くに至りたるは社會文運の然らしむる自然の結果と
 言へ吾人の國家の慶事として大に之を歓迎せざるを得ず而して社會が此の問題に注意するの結果は必ず
 先づ社會と犯罪の關係即ち犯罪の社會に生ずる所以又如何せば能く犯罪を掃滅するを得べきやの問題を研
 究するの必要を感じるに至るべきなり監獄の則ち犯罪と最も密切の關係を有する所の建物にして社會罪惡
 の産出盜潰する所のものの一にすべて此に集注す監獄の恰かも社會學の「ラボラトリウム」其も實驗室と
 も稱すべく犯罪其他社會の裏面に藏匿せるあらゆる弊風汚俗の活標本を包括しあるが故に苟くも社會問
 題を研究せんと欲する所の者須らく先づ監獄に就て其の材料を求めざるべからず

犯罪の社會に於けるは猶ほ疾病の人身に於けるが如し人身の疾病より免かれ能はざるが如く社會人類の集
 まる所犯罪亦た之れに伴生す眇々たる五尺に足らざる人身にも尙ほ疾病の多き四百四種を以て數ふと云ふ
 況んや尤たる社會の大軀に於てをや犯罪の多き何ぞ管だに四百五種のみ止まらんや而かも犯罪の危險な
 るの人身に於ける肺結核の危険なるにも比較すべく犯罪パチルスは絶へず常に社會の内臓を侵蝕して日に

益々其の領域を擴張す、社會にして若し早く此に注意し之を根絶する方法を講せずんば社會の遂に結核患者と其の運命を同ふするに至るを免かれず、平素衛生に注意して飲食を節し勞逸を苟くもせずして健全無病を期するの智者の事なり、凡庸の即ち病を得て始めて恐懼狼狽名醫を招き良藥を服し競々として攝養を是れ事とす、其の病の致命に殆づくも怙として之を顧みず儘かに賣藥若くは神呪祈禱に由て平然たるが如きの抑々愚者に非ざれば即ち狂人の事なり、犯罪を既發に救ふの之を未前に防ぐの優れること勿論なりと雖も之を既發に放擲し又の病後の攝養即ち出獄人保護の道を忽諸に付して顧みざるが如きに至ては社會の狂愚も此に至て實に極まれりと謂はざるを得ず我が國今日の社會の果して能く此の狂愚の誹なきを得るか犯罪豫防に關するの社會衛生の法意の如何、疾病治療即ち犯罪驅除に必要な監獄制度に對する注意の如何、病後の攝養法とも云ふべき再犯罪豫防に最も必要なる出獄人保護事業に關する注意の果して如何、今日の實況を以て之を見れば社會の犯罪に對すること恰かも彼の賣藥若くは神呪祈禱に由て病の平癒を萬一に俟伴する愚狂者と一般なりと謂はざるを得ず嗚呼是れ豈に文明社會の最も耻づべき汚點ならずや此の如くにして豈に能く國家の富強を希ひ文明の精華に誇らんと欲するも得べけんや

西者の言に曰く監獄の良否を見て其の國文明の消長を卜すべしと此の語蓋し之を或る意味に解するときの監獄の社會より滲出するすべての不潔汚穢のものを變ひる所にして溷濁暗但の其の性質に於て當さに免れざるべきものなるにも拘りらず其の管理の實況にして若し能く改良整頓しありと謂ひ是れを即ち其の國文明の表裏に徹底普及せるの證として見るべきこと恰かも吾人一家の上に於て其の裏面に隠れたる雪隠なり又の掃溜等の清潔掃除の能く行届きあるを見て其の主人の嗜み其の家族の注意深き程も思はれ一見して奥床しき上品の家柄なるを判斷するが如し或の又他の意味を以て之を玩味するとき彼の社會上流の人物

は益々其の身体を大切にし一朝疾病あるとき金錢を厭はず名醫を聘し良藥を求むるに急なるが如く社會の疾病たる犯罪を救治するが爲めに費用を吝まらずして犯罪防遏に必要な監獄即ち病院の設備を改良し名醫を撰拔して其の局に當らしむるの即ち是れ安寧富強を希ふ文明社會の事と云ふべく未開の社會の即ち全く之れに反し彼の庸醫の治に安んじ若くは廉價なる賣藥又祈禱に其の貴重生命を托する下等社會の人の如く監獄制度の如何の會て此に顧慮を及すなく唯だ其の費用の成るべく低廉ならんことを是れ求め犯罪を救治せんと欲して却て之を養成するの結果あるに至るも茫乎として毫も悟る所あらず、監獄の整否を以て國の文野を卜すと云ふの蓋し此くの如く解釋するも亦た可ならずや且つ又社會の文明に進み國家の基礎鞏固となり秩序整ひ制度備はるに至るとき偶々犯罪人あるも社會の之れに向つて深く恐懼をなすに及ばず所謂罪を惡んで其の人を惡まらずの文明の社會に於て之を見るを得べく刑罰を寬にし獄制を改良し罪囚を感化教養して再び之を社會有用の一良民たるに至らしめんことを計る禍を轉じて福とすの智略にあらすや之れに反し社會未開にして國權の基礎未だ鞏固ならざるとき區々たる犯罪あるも尙ほ之れに向つて危虞措く能はず周章狼狽恰かも不俱戴天の親の仇に邂逅したるが如く峻酷の刑罰、悲惨の獄制を以て之れに酬ひ飽くまで之を凌虐驅逐するに非ざれば則ち止まず而して其の結果の反つて益々犯罪を助長し社會の危害を増大せしむるに至たるを免かれず下愚憐れむべしと雖も未開社會必然の結果の掩はんと欲するも終に得て掩ひ能はざるを如何せん、寛宏の度量の健全圓滿の大人にして始めて之を見るを得べく纖弱にして風にも堪へざる蒲柳の病者又の神經家に就て之を求むべからず獄制の改良の文明の社會にして始めて能く之れに着手し之れが完成を期するを得べきなり

獄制を以て文明の消長を卜すべしとの語の予が歐洲各國に於て歴觀する所に據り殊に又萬國監獄會議等の

實況に徴し親しく自ら經驗して一層其の適切あるを確認したる所とす蓋し此の萬國監獄會議を開設するに至りたる所以のもの所謂博く智識を世界斯道専門の士に求めて適當なる犯罪防遏の策を發明せんとするの旨趣に出でたるものなりと雖ども其の實文明事業たる監獄制度改良の實況を廣告するの機關にして各國委員の齎らす所多く其の國治獄の精華を誇張するの報告に非ざるのなく恰かも文明事業の競技場とも又博覽會とも謂ふべきの觀あるを見る此邊の實況に就ての兼て聞知する所ありしを以て予も亦た胸襟を披いて各國名士の説を求むるの傍ら併せて又我が國監獄制度の改良整備せる狀況をば萬國に誇示せんことを勉めり時恰かも我が討清大捷の報の歐洲文明の中心たる花の都の佛國巴黎に達し上下相應じて我が帝國の萬歳を謳歌し大々の文明の進歩を嘆稱するの秋に方り東洋諸國中我が帝國のみ獨り代表者を特派して該の會議に臨み且つ其の改良進歩せる監獄の實況を報告せしめ尙は益々進んで改良の大成を期する所あらんとするの意を表白せしむるに會す巴黎に於ける大小新聞紙の萬國監獄會議の記事を掲ぐる所のもの必ず特に我が帝國監獄改良の實況を詳記せざるのなく之を詳記する所のもの多く西哲の所謂の監獄制度の良否を以て文明の消長を卜すべしとの格言を引き帝國文明の皮想に止まらずして討清大捷の偶然に非ざるを證明せり帝國文明の光輝の外戰捷の報に由つて其の價値を加へ内獄制改良の吹聴に由つて其の事實を確認せしむるに至りたるの予の自ら深く信じて疑はざる所なり然れども顧りみて我が監獄の實況を知る所の者此の事を聽いて果して其の心に疼しき所なきを得るか我が今日の監獄をして果して帝國の文明を測る標的たらしむるを得べしと信するや否や予の良心に問ふて忌憚なく之を言へば遺憾ながら彼の西哲の格言に獨り我が國に限りて之れが適用を途外せしめんことを望まざるを得ず少くも暫らく其の適用を中止せしめんことを切望に堪へざるなり何んとなれば之を適用するの結果の折角博し得たる我が帝國文明の聲譽の忽ち

剝落するに至るを免かれざるべきを以てなり

犯罪の社會の公敵なり社會の常に彼れと予を交へて勝敗を決する所なかるべからず其の慘毒の甚しき之を實戰に比して寧ろ優さるるも劣る所なしと謂ふを得べく社會人類の集まる所至る所として犯罪のあらざるのなく犯罪のある所一年三百六十五日皆つて休戦の時あるを見ず而かも彼れ犯罪軍の優勢にして且つ智謀に富み軍機に明かにして且つ兵氣の勇猛なる決して彼の支那軍等と同一の論に非らず清兵を討伐するも尙は幾多の兵勇と巨万の軍費をば其の犠牲に供したるに非らずや況んや犯罪軍に對するに於てをや之を討伐する須らく國を擧げて皆兵たるの準備を遂げ必要の軍費の吝む所なく之を供給し且つ適當の將帥を撰抜して指揮號令の任をば托せしめずんばあるべからず然るに唯だ僅かに凡備なる政府二三の有司の爲すに任かせて社會の之を顧みず漫に費用を吝んで其の行動を制肘す此くの如くにして如何んぞ能く彼れ優勢なる犯罪軍を討伐し得べけんや我が軍常に利を失ひ犯罪軍をして歳に月に益々其の猖獗を呈ふし愈々其の侵蝕の領域を擴張せしむるに至るの蓋し自ら招くの禍にして下愚も亦た此に至て極まれりと謂はざるを得ず犯罪討伐の目的の社會共同の力を借るに非ざるよりの到底之を貫徹し得べきに非ざるなり

我が國監獄改良の論を聞くや既に久し其の聲高からざるに非らず政府當局者も亦た多年此の事業に向つて銳意熱心する所なきに非らず然れども今日に至るまで未だ一の改良の成績として見るべきものあるを見ず或の監獄衣食住の多少其の面目を更新せるものあるを見て監獄改良の効果を説かんと欲する者ありと雖も監獄終局の目的より之を見れば此くの如きの僅かに唯だ改良着手の申譯けに過ぎざる一瑣事と謂はざるを得ず然かも衣食の事始らく間然する所なしとするも住居即ち監獄構造の點に至りては亂暴狼藉も亦た甚しく偶々新政策せるものありと雖ども僅かに其の形式を歐風に摸倣するに止まり全國到る所未だ一として

監獄らしき監獄あるを見ず、果して若くは千住に於ける所の監獄の如きも、壯宏に即ち壯宏なりと雖も、其の實質に至りては殆んど一も監獄學の要求を充たしたるものあるを見ず、罪囚の比年益々其の數を加へ、再犯の多き我が國の如き、未だ他に多く其の比を見ず、曾て監獄の門前に涕泣し心慄き足震へて歩を移すこと能はざりし所の者も居ること三日ならずして忽ち監獄生活の逸に馴れ益々罪惡に養はれて終に矯治すべからざる惡漢となり揚々大手を振つて監門を出で出づること未だ幾何ならずして復た監獄に入り監獄に入ること怡然として恰かも家に歸へるが如し、此くの如くにして尙ほ能く監獄改良の實効ありと謂ふを得べきや我が國今日に於ける所の監獄の犯罪なる疾病に對して殆んど草根木皮の効だもなしと斷言せざるを得ず。蓋し監獄改良事業の第一に來るべき所のもの監獄の構造即ち適法なる監獄の新築若くは改造を實行するに在り之れが爲めに先づ惜氣なく相當の經費を支出するの覺悟なくんばあるべからず若し之を支出するの餘裕なしとならば寧ろ始めより斯の改良事業に着手せざるに如かず儘かに形式的不完全なる歐風に摸倣したるに過ぎざるが如き姑息不具の監獄に却つて將來に於ける真正なる改良事業の進行を阻止するの有害物たるを免かれず我が改良事業の如き既に其の着手の初歩を誤まりたる若くは現に誤まりありあるものなりと謂はざるを得ず慨嘆に堪へざるなり。監獄官吏撰擇のこと亦た斯の改良事業の要點なり適當の人を得んと欲すれば其の地位を高くし其の俸給を優にして以て之を待たずんばあるべからず然るに我が國今日に於ける監獄官吏の待遇の果して如何となす他の行政官吏に對して比較的非常の冷遇寧ろ虐待を受けつゝあるの實況なるに非ずや此くの如くにして尙ほ我れ改良事業に着手しつゝありと云ふも識者の終に之を信認すること能はざるなり其の幸にして今日割合に有爲堪能の材を斯の事業の當局者に見るを得るが如き誠には是れ一時の僥倖とも亦た奇相とも云ふべく早晩終に其の局面を變ずるに至るべきの數の然らしむる所なり

と謂ふべし現に今日に於ても既に彼の看守と稱する監獄吏員の大部を占め最も常に罪囚に直接して其の師表ともなるべき大切の吏員に在つて之れが適任の人物を得るに非常の困難を感じつゝあるに非らずや我が社會の能く監獄官吏の失策を摘發して之を攻撃するの眼と口とを有すると雖も曾つて之れに同情するの暖かき心を有せず政府も亦た頗る彼れに冷淡なる憾あるを免かれず然るに歐洲に於ける社會の事況の全く之れに異なり能く常に暖かき同情を以て彼れを保護しまた能く彼れの行動を監察す例へば獨逸(普國)に於ては昨年の議會に議員某氏より看守の勤務時間に關する質問を提出して政府が看守を勞働せしむることとの激甚に過ぐるを攻撃し終に政府をして看守勤務時間を改正するの餘義なきに至らしめたるが如き又瑞典に於ては刑法改正及び之れに伴ふ監獄制度革新の準備として輿論が盛んに監獄官吏の俸給増加の必要を唱へつゝあるが如き以て社會が如何に斯の事業に同情を表するの厚きかを知るべきなり彼れに在つて勞働激甚に過ぐと稱する看守勤務の實現の我れに於ては看守をして却つて其の寛なるに怪み且つ羨ましむる程なるに非ずや我が監獄看守の月俸平均額僅々九圓を出でず其の十二圓俸を得るに至るに殆んど異數に屬す而して其の勤務の劇甚にして且つ責任の重大なる身、殆んど繫囚と其の起臥を同ふし朝に星を戴いて出勤し夕べに月を踏んで家に歸へる一日平均十四五時間の劇勞の之を慰するに嬉々圓滿たる家族生活の快あるに非らず最愛なる兒女の顔すら之を見る能はざるもの比々皆是れなり是れ豈に名譽ある國家の官吏を待つの法ならんや適當の人物を得る能はず少くも其の職に安んじ其の地位に終始せんと欲するが如き忠實者に至つては寥寥として殆んど無きが如しと云ふも諛言に非らず事理の然らしむる所其の此に至るに固とより怪むに足らざるなり予の寧ろ我が社會の彼れ看守者を待つこと此くの如く冷淡なるにも拘はらず比較的の我れに於て有爲の材に富み且つ其の職務に忠實熱誠なる者の我が看守者に多きを異とせざるを得ざるな

り唯夫れ看守勤務年限の長短に至り歐洲に在つて二十年乃至三十年の長きに渉るもの比々皆是れなりと雖ども我れに於て十年の勤務すでに異數に屬し若し之を平均せば或は僅々二年乃至三年の間に過ぎざらんか(尤も是の予が一個の推測に過ぎざるなり)何んぞ其の相懸隔するの甚しきや我が看守者の其の地位に安んぜざるの證とするに足るべきなり政府が監獄改良の手段を誤やまりつゝあること此くの如く社會の之れに向つて冷淡なること上來陳述する所の如し我が監獄制度の不備にして犯罪の歲々益々増加するに至る

の自然の結果固より當さに然るべき所なりと謂ふべし

犯罪増加の速かなる又再犯三犯以上に及ぶ者の多數なる我が國の如き未だ曾つて歐洲各國に其の比類あるを見ず英國の如き十數年以來人口の非常に増殖しつゝあるにも拘はらず犯罪人の數の年を追ふて却つて益々減少に傾くの實況なり然かも彼れにあつて文明の進歩と共に生存競争の益々激烈を致し器械力發達の結果次第に力役者勞働の範圍を縮め貧富の懸隔愈々甚しくして生活の程度の一層の高きを加へ糊口に離れ飢饉に迫る者即ち換言すれば犯罪の近因となるべき所のもの日に唯だ倍々増加を見るの一方なりと云ふも可なり此の如くにして尙ほ且つ犯罪の比較的我れに多くして却つて彼れに少き甚だ怪むべきことに非ずや解する者或は之を以て監獄制度の彼我相優劣の存する所あるに由るとせん成程不完全なる我が監獄制度の少くも犯罪防遏に對して些どの効力もあらざるの事况予の前陳する所に據つて見るも明かなりと雖ども然かも犯罪防遏の事豈に獨り監獄機關の之を能くし得る所ならんや監獄の唯だ犯罪に對して設けられたる一の關門たるに過ぎざるのみ監獄の前に尙ほ一の最も要害なる關門の設けあつて有力堅固に之を守備するものなくんばあるべからず救済制度矯風事業感化組織其他すべての慈善的濟民施設の如きもの即ち之れなり歐洲諸國に在つて即ち是等社會公共的の事業到る所として普及周到せざる

なく社會の之れが爲めにも亦た幾多の財産と勞力とを供して尙ほ汲々及ばざらんことを是れ恐れ政府亦た之れに向つて留意する所深くして且つ切なり顧みて我が國の實況如何と見れば社會の其の當然盡すべき是等の事業に對して普として毫も關知する所なく政府また甚だ之を勸奨誘致するに意なきものゝ如し我れに在つて即ち犯罪に對して最も要害たるべき第一の關門を全く開放しあるの姿なり犯罪の滔々として第二の關門即ち監獄の前に集注し他に比類なき犯罪人の多數を獨り我が國に見るに至るの勿論なりと云ふべし且つ又彼れにあつて或は譴責を以て刑罰の一種とし或は條件付裁判法に由つて刑の執行に猶豫を與へ或は輕重を斟酌して被告人の監禁を免じ或は治罪の許るす限り成るべく多く保釋若くは責付を行ひ或は禁錮に代ふるに罰金刑の適用を多ふからしむる等立法及び司法上に於ても亦た勉めて監獄拘禁を避けしめんとの方針を取るものゝ如し所謂在監人なるものに就ても統計表上彼我多少の別あるを致す此邊の事も亦た少くも其の原因の一たるに居るべきなり彼れに於ける監獄制度の整備が第二關門として犯罪防遏に對し果して直接なる有力の働らきをなしつゝあるや否やを姑らく此に之を斷言せず兎に角斯道専門家又一一般社會學者の確認するが如く貧困惡風不良少年の増加等が犯罪の重なる源因をなすものなりとせば之れが源因を杜絶する所の所謂救済矯風感化等の事業が犯罪減少に最も與つて力あるの論なきなり而して是等の事業の性質に於て當然慈善的社會公共の任務に屬すべきものなるが故に世の先進有識の士たる所の者宜しく先づ自ら大に卒先して社會を警省する所なるべからず

犯罪防遏に對して尙ほ最後に來るべき第三の關門あり出獄人保護事業と稱するもの即ち是れなり蓋し監獄の改良の出獄人保護事業の後援を保つて始めて能く其の目的を貫徹すべく此の後援なきもの結局終に不具の廢物たるを免かれ能はざるなり何んとなれば幸にして監獄に於ける罪囚感化の目的を達したりとする

も其の罪囚の良民となつて再び社會に戻りたる日に於て社會が彼れを厭惡するの情尙ほ消滅せず嘗だに彼れを愛憐保護せざるのみならず却つて益々之を追窮し其の職業を奪ひ其の糧道を絶つの結果に於ては彼れをして再び犯罪の境遇に陥るの餘義なくせしむるに至るべきを以てなり是を以て彼れ歐米諸國に於ては監獄改良の起ると共に同時にまた出獄人保護事業に向つて意を注ぎ漸次發達進歩して今日に於ては既に略ぼ其の機關の整備を致し監獄と直接に兩々相俟つて犯罪防遏に對する有効の働らきを見るに及び彼れに於ける犯罪人の遞減少くも其の増加力の我れの如く甚しからざる殊に又罪囚に於ける再犯の割合の我が國に比して遙かに少數なるを見るが如き出獄人保護機關の恵に頼るもの最も多しと謂はざるを得ざるなり然るに顧りみて我が國の實況如何を見るに文明進歩せる明治三十年の今日に於て漸く始めて或る事情に迫せられて社會の一部に免囚保護事業の必要を感ずる者あるに至り又堂々たる世界の市府とも云ふべき人口百六十万の多きを有する帝都東京に於てすらも今日まで尙ほ一の保護會社の設けあらざるが如き我が國に於ては殆んど全く此の機關に闕如せりと云ふも可なり而かも憐れむべき出獄人の慘狀に歸へるに家なく頼るに親戚故舊なく到る所叱咤鞭撻を以て迎へられ職業を求むるの道なく糊口を得るに便なし其の心事境遇を察する所の者誰れか彼れの再び犯罪の止む能はざるに至るを疑ふ者あらんや滔々一瀉千里の勢を以て犯罪の流注を見るに至るの抑も偶然に非ざるなり

出獄人なるもの其の受けたる刑に由つて既でに罪惡より淨められたる一個の良民として見るべき所のものなり故に之を收養保護すること其の性質に於て宜しく慈善的公共事業として社會が當然其の責めに任すべく政府の唯だ補助金其の他適當の方法を以て側らより之を勸奨保護するに止むべきものとす歐米各國に於ける實況亦た皆此くの如くならざるのなし、すでに此の事業を以て之を社會公共の任務となす個人關係最も密切にして毎歳若干の定額を内帑より割いて之を保護會社に下賜せらるゝが如き又先帝銀婚式の紀念として民間慈善事業補助の目的を以て下賜せられたる金額の其の大部分を以て之を免囚保護の補助及び貧民授産場(保護事業と密切の關係を有するものなり)創立の費に供せしめられたるが如き其の注意の周到なるの吾人をして實に健美に堪へざらしむるものあり免囚保護事業の完成に就ては政府當局者の留意を請ふの必要なるの勿論と雖ども予の先づ廣く社會に訴へ殊に世の仁人義士をして其の同情の涙を此に瀝ぐに至らしめんことを祈らざるを得ず又苟くも世の社會問題を研究せんとする所の者宜しく深く是等の點に注意する所なかるべからざるあり

●監獄協會に於ける小川滋次郎氏の報告

報告會の景況に就ては本誌前號の紙上に於て略報し置く所ありしが今左に同氏報告中の最も要領とも思はるゝ所の數節を披抄して讀者の瀏覽に供す思ふに詳細なる報告筆記の監獄協會雜誌に由て公けにせらるべきが故に讀者宜しく就て参考せらるゝ所ありて可なり

前略會議に於ける決議事項の固とより加盟國を強制して之を實行せしむる効力なきの勿論なりと雖ども然かも既に知識を世界に求むるの精神より之れに加盟したる以上の國の其委員の齋らし歸へりたる所の報告に由り成るべく決議事項を實行するの覺悟あるを要す委員の派出の儀式に非らず實行の覺悟あらざる以上は寧ろ始めより委員を派出せざるに如かず思ふに歐米各國に於ては必ず大に之れが實行に銳意ある所あり

るべし他國に於ける實況の予の未だ知るに及ばざる所なれども獨逸に於ては現に万国會議の決議に基き昨年一月より未丁年犯罪者に限りて條件付裁判法を執行し又同年三月免囚工錢の處分法を規定するに至り又瑞典に於ては万国會議の決議を參酌して幼年犯罪者及び不良少年に關する特別法律を制定發布せり其他また彼のベルチヨン氏の犯罪人骨格測定法の各國到る所に之を實行するに至りたるが如き以て各國が如何に該の會議の決議事項を尊重するかを知るべきなり我が政府もまた大に委員の復命する所を參酌取捨せらるる所あるを信ず之を翼賛補成するの吾人斯の事業に従事する者の任務にして而かも其の効の必らず顯著なるべきものあるを疑はず

予の此の報告を終はるに臨み尙は一言予が歐洲各國を經歷して監獄事業の視察研究より得たる所感の梗概を開陳すべし

歐洲各國に於ける監獄事業の現況の要するに創業時代を經過し今や正さに經營時代に進歩せり大體論に關するすべての疑問の既に適當に解釋せられ其の解釋せられたる標準及び方法に由つて今之れが實行に汲々し若くは既に其の實行に由つて得たる結果を研究しつゝあるの實況なり例へば彼の分房制の是非紛々の間に迷ひ試験的姑息曖昧の折衷監獄を建築したるが如きはすでに半世紀以前の往夢と化し今各國到る所に惜氣もなく彼の夢想に成りし姑息曖昧の折衷監獄を破壊して之れに代ふるに完全なる分房監獄の新築を以てするに至り伊太利埃斯士利獨逸の如きは今尙は着々之を實行しつゝあり殊に獨逸に於ては今より八九年前より監獄改新築の方案を一定し毎年間斷なく序を追ふて之れに着手し終に十數年の後を期して之を全國に普及大成せしむるの趣向を立て今日にあつてはすでに其の事業の半ばを竣功するに至り當局者の語る所に由れば斯くの如くにして若し事情の妨ぐるものあらざるより今後十年も經過せば略ぼ當初の

目的を大成するを得べしと言へり而して此の獨逸に於ける獄獄改良即ち監獄建築事業の進行を妨ぐる所の害物の彼の所謂姑息曖昧の折衷監獄にして其の不完全にして監獄の用を爲さざること勿論なりと雖ども姑息の言ひながら兎に角監獄改良論の生産物にして時代も新しくして且つ之れに費やしたる金額も亦た少からず實際また之を用ひんと欲して用ひ得られざるに非らず殊に中に外観の極めて壯麗にして最近新築の監獄も亦た遠く及ばざる程のものあるを以て見す、之を破壊せんこと甚だ困難にしてさりとて之を破壊せざれば監獄改良の設計を大成する能はずとなりて曩きに半熟の監獄改良論を實行したること却て今日に於ける眞正の改良を進行せしむるの阻害をなし寧ろ往時の監獄改良を怨むの感なきを得ず此の般鑑に我れに於て深く之を警むる所なくんばあるべからず我が巢鴨監獄若くは又東京集治監の如き將た近く將さに竣工せんとしつゝある神奈川名古屋等に於ける監獄の如き果して能く姑息不完全の設計に非らずと謂ふを得るか予の實見する所に由て忌憚なく之を言へば試みに若し今日獨逸等に於て將さに破壊せんとしつゝある所謂折衷監獄の廢物を求めて之を我が國に移築せば洗石の巢鴨監獄も亦た其の顔色なきに至らざるを得ず改良程度の彼我相懸隔せるの甚しきこと此くの如し吾人内に顧りみて豈に慚愧に堪へざるを得んや而かも半熟不完全なる改良の將來に於ける眞正なる改良事業を阻止するの大なるを想ふとき吾人豈に一日も能く之を輕視し得べけんや

監獄改良に着手するの順序に於て先づ第一に實行を要する所のもの監獄改良のこと即ち是れなり監獄改良のこの實行せらるるに非らずんば諸般改良の施設の終に一も其の効を奏し能ふべきに非らず予の親しく彼れの獄制の實況を視察研究せざる以前まで中心私かに監獄改築せられざるも尙は人力に由て幾分か改良進歩の實を擧げ得べけんと豫期する所ありしも今日に於ては終に其の豫期の全く空想に過ぎざりしものな

ることを悟了するに至れり我が政府が今日に至るまで監獄改良に施設する所ありたる迹に就て之を觀れば、徒らに重きを置きたる空文虚禮の上に置き緊要なる監獄建築の事に就て、頗る之を冷談視したるの嫌ひなきに非らず、即ち改良着手の第一歩を誤りたる若くは尙ほ現に誤りつゝあるものにして、着手以來十數年の久しきを經過したる今日に至るも未だ一の改良成蹟の見るべきものあらざるに蓋し偶然に非ざるなり。而して我が政府が監獄建築を冷淡視したるの結果、明治照代の今日に於て尙ほ舊幕時代の牢屋の殘物を、其の儘襲用しあるものを見るが如き若くは巨万の資を費やして新築したるものにして一も監獄學の要求を充たしたるものあるを見ざるが如き其の他、今現に新築しつゝある所の監獄にして極めて姑息彌縫の設計なるを免かれざるものあるを見るが如き其の乱調の一時の醜にして止まば尙ほ可なるも禍を將來に貽すの顯然たるを知らば、政府の一日も早く此に警戒を加ふる所なくんばあるべからず、鄙見に由れば、今日の急務の先づ一面に完全なる監獄構造法標準なるものを制定し、一面に建築着手の順序を確立し、大に中央監獄行政機關の組織を確立し、専門堪能の技師を撰抜して之を中央機關に勤務せしめ、建築の設計及び工事の監督に専任せしむることを要す。唯だ夫れ刻下監獄専門の技師を我が國に求むるの困難なる事情あるべきを以て、當分外人を備聘するの丹策なるを信ず、政府の曩きに監獄改良の爲めに外國教師を備聘したる所に由て之を見るも、改良第一の要件を履行するが爲めに當分技師を備聘せんと欲するの議、必らず政府の之を容るゝに吝ならざるべきを信ず、論じて此に到り偶々我が監獄改良歴史の創始に想ひ及ぼし其の當時の當局者が改良着手に於ける用意の非常に緻密周到なりしに感嘆せずんば、あらず故大久保内務卿の監獄事業を調査せしむるが爲めに特に先輩小原重哉氏を海外に派遣したりと云ふに非らずや、小原氏の齎らし歸へりたるもの即ち何ぞや吾人の其の視察研究の殊に監獄建築法に精密なりし明に感せずんば、あらず試みに氏が復命の結果に成れる

る明治五年十二月發布の監獄則及監獄則圖式を繕いて之を見よ誰れか其の文質の粲然として備はり到れるものあるに感嘆せざるものあらんや、監獄改良に着手する第一初少に於て精密なる監獄興造の方法を示し併せて詳明なる圖式を以て之に附屬せしめたるが如き其の用意の周到なりしこと實に驚くべく殊に不完全ながらも分房制實施の方針を確立したるが如き其の當時の當局者の卓見、寧ろ其の大膽なるに一驚を喫せざるを得ざるなり。爾後監獄改良の聲の徒らに大なりと雖ども其の實監獄制度の改正せらるゝに従て益々逆退し監獄則圖式の實施を中止せられ廿有五年を經過する今日に至るまで未だ一の之に代はるべき監獄構造法の制定せられたるものあるを見ず、換言すれば即ち故大久保内務卿の設計せられたる根本的監獄改良の大方針の一朝破壞せられたる儘にて未だ其の中興せらるゝを見るに至らず、當時の其の局に當りし所の者思ふて此に到れば、豈に今昔の感に堪へんや吾人亦た當時の監獄改良家なる者に對し果して何の面目ありて能く之れに見ふることを得んや、政府亦た果して如何の感かある

監獄建築に次ぎ斯業の改良に要する第二の條件を官吏の撰擇とす。良材を得んと欲せば優遇を以て之を待たずんばあるべからず、冷遇の下に能吏來らず、能吏なくんば如何に完全なる監獄の建築ありと雖ども終に能く其の働らきを全ふし能ふべきに非ざるの明かなり。監獄建築事業の略竣竣工を告ぐるに至りたる歐洲諸國に於て、今や正さに官吏撰擇の必要を感じつゝあるの實況にして、政府また大に此に注意する所あり、現に獨逸に於て、目下監獄官吏俸給改正の議盛んにして、瑞西の如きも亦た早晚之を實行するに至るべしと云ふ。蓋し良吏を得るの法の唯だ優給を懸けて以て之を待つにあるのみ、能吏を養成すること必ずしも至難に非らず、獄務練習所を設立するが如きこと亦た其の一手段にして、實際また養成の目的を達し得べきこと、我が國に於ける實驗に徴するも亦た明らかなりと雖ども其養成し得られたる者を勤續せしむるに至つて、到底優遇の

其の人物を充たすべきものあるに非らざれば則ち能はず願みて我が國の實況を見るに名利に淡泊なる封建の餘習の幾分か尙ほ士人を支配しつゝある結果として僥倖にして有爲の材を斯業に鑿きつゝありと雖ども之れに對するの待遇の他の行政官吏に比較して極めて冷薄なるを免かれず且つ我が國の弊として動もすれば即ち監獄官吏を以て比準を警察官吏に取らんとするの傾向ありて恰かも監獄官吏の警察官吏の附庸物なるが如き觀あり典獄の位置の警部長に劣り參事官の俸給だにも及ぶ能はず從て典獄以外監獄の屬僚の常に縣廳若くの警察部の後塵を蒙らざるを得ざるの事情にて甚しき則ち屬官若くの警部の古手を以て之を監獄に葬むらんと欲するが如き者あり看守の待遇を議するに當つての先づ巡查よりし看守をして到底一頭地を巡查に抜くこと能はざらしむ然かも典獄以下監獄官吏の職務の性質を察すれば勤勞多くして慰樂少く社會の即ち之を冷遇し呼んで以て獄吏と稱し自ら侮蔑排斥の意を表す人誰れか名を好まざらん優遇を以て待つも動もすれば即ち之を避けんとするの人情の然らしむる所なり況んや政府の之を冷遇するに於てをや予の我が國に於ても亦た早晚能吏欠乏時代の到らんことを驚懼せざるを得ず予を以て之を見れば歐洲に於ての機關整頓したるが爲めに之を運轉するに足る適當の技師即ち有爲の監獄官吏を必要とする現況なりと雖ども我が國に於ての反つて機關整頓せざるが爲めに一層大に適格の技師を撰用するの必要ありと謂ふべく之れが必要を感ずるの程度の我れに於て寧ろ數倍の多きものあるを信す政府が大に監獄官吏に對する從來の方針を變更する果斷あるに非ずんば當だに將來に於て能吏を斯業に得る能はざるのみならず現任の良吏も次第に之を斯道より失ふに至るを免がれず若し夫れ彼れに於ける監獄官吏の待遇を詳陳せば徒らに我が僚友諸氏をして健羨に堪へざるものあらしめんことを恐る

其の他監獄關係の事項にして目下最も社會の注意を惹き起す所となり學者獄務家等の盛んに研究論議しつゝある所の問題の幼年犯罪者不良少年の處遇法乞食賣淫の驅除法並びに短期刑廢止論等にして刑事植民論も亦た獨逸に再燃しつゝあること前段に陳述したる所の如し是等の問題に就ての予も亦た勉めて調査を盡くす所ありしを以て早晚之を公けにするの機會あるを信す予の是を以て姑らく此の報告を結び謹んで諸君の靜聽を謝す云々

海外通信

●クロイ子翁の書翰

拜啓記者足下益々御清健敬賀仕候陳者此頃別紙二通の書面到來候に付御廻送申候間雜誌へ御登載被下度又前號の誌上クロイ子典獄叙勳云々の記事御掲載相成候處クロイ子氏の目下内務省樞密參事官の官名を負ひ普國監獄事務總括の職務に従事致し居られ候義に有之氏が典獄たりしは今より五年以前のことにて御坐候此の事すでに記者足下にも御承知あるべき筈に有之御注意專要に存候勿々拜具

五月十五日

岳 洋 生

學會記者足下

新年先以無御恙御歸朝被成候事と奉賀候御歸航の途次「ホルトサイド」新嘉坡香港より御付郵の貴書家内一同難有拜讀仕候愚息も「ワイナハテン」の休暇以來今以て當地に滞在致し居り不相換健全罷在候同人義の殊更ら貴君の御歸朝を惜み非常に失望致し居候練習會の豫期の如く前後二十日にて去月十九日を以て閉會致し閉會の節の内務大臣も臨場の上監獄改良に

關する長時間の演説を試みられ申候演説筆記の多分當地の監獄雜誌に掲載可相成と存候間誌上にて御一讀可被成候老生の講演の前回の分と大差無之是れに既に貴君の御清聴を煩はしたる所に御坐候幼年囚處遇問題の研究の今以て到る所になか／＼盛んなることに御坐候兼て貴君にも屢々御出席相成候例の聯合刑事研究会よりの愈々幼年囚に關する刑法改正案を政府に提出する筈に御坐候瑞典に於ける不良少年處遇法の愈々單行法律として發布するに至り申候周到完備寔に以て摸範となすに足るものと信じ候是れ既に法律雜誌等にて御一讀なされ候事と存候

貴君御歸朝後に於ける貴國監獄事業の改良の當さに大に割目して見るべきものありと是れのみ樂み居り申候是れ獨り老生のみに非らず同人寄ると障はると常に此噂のみに御坐候此頃も當地監獄雜誌にて彼の「フクブルグ」のクラウス(教誨師)氏が起草に係る詳密なる日本監獄論の掲載あるを一讀致し申候貴國監獄事業に我々同人社會の最も厚く注目する所に有之申す迄も無き事に候へども將來一層の御奮勵切望の至りに候

別紙一通清浦法相へ御届け被下度願上候尙は御面會の節の吳々も宜敷く御致聲被下候様御依頼申候合息にの定めて御健勝貴君の御歸朝をば如何に歡ばれたるやと御同情申上候荆妻始め弊家一同より宜敷く申出候

御面會の不仕候得共兼て御懇情を蒙り候貴國御同僚諸氏へ宜敷く御致聲被下度候敬具

千八百九十六年一月十日

小河典獄 貴下

ク ロ ー 子

● 奧國プラーグ監獄典獄ヨゼフ、ハイントル氏の書翰

拜啓其後の御無音打過候處貴下御歸朝の由新聞紙にて承知致し最早無事御安着の義と奉賀候御歸朝前伯林より御送付被下候貴國東京集治監の寫真數葉難有拜受是れに當地大學の刑事研究室の参考品として陳列せしめ候事に取計ひ申候御厚情奉萬謝候尙又甚だ御面倒の義願出恐縮に候へども研究上必要有之貴國著名なる犯罪者の寫真一葉御惠送彼下度偏へに御依頼申上候

先般貴下當地監獄を御巡視被下候節御依頼相成候當監獄署の建築圖面の漸く出來致し候に付本信と同時付郵仕候間御落手被下度候敬具

千八百九十七年四月一日

ヨゼフ、ハイントル

小河典獄 貴下

● 英國ウイリアム、タラツク氏より留岡幸助氏へ書束

我親愛なる留岡君足下久瀾の御疎情に打ち過ぎ候處今回貴君よりの御書翰に接し欣喜此事に候我儕の貴君を我國に於て見んことを希望致居り候處御危篤なる御母公の御病氣に依り御歸朝相成り候由遺憾此事に候御母公の御大患の少からざる御痛苦を貴君に與へ候事と奉推察候然りながら萬事を抛ち生前永訣を告げん爲に御歸朝相成り候貴君の行爲の人の子として將さに盡くすべきことにて英國行を御中止なされしに御母公に對せらるゝ貴君の本分と奉存候

御母公に最早や憂さも悲しみもなき天國に樂しく御安接のことと存候天國の神の子等の住む所にして又我儕の教主イエスキリストの居給ふ所なれば御母公の辛福此世の比にわらずと奉存候父母に孝道を盡す點につきての遙かに舊世界の新世界に勝ることを信じ候

我情の東京に設立せられんとする感化院につき其成功を祈り且つ其事業の永久に發達せんことを望みて止み不申候

我情の凡の事に於て貴國人民の氣根と才能を尊敬し且つ贊美するに躊躇せざるものに候

惟ふに日本の亞細亞の各國及歐羅巴、亞米利加の多くの部分に優りて遙かに進歩し居ることを慥め申候

我國監獄事業に就ての目下御報道可申上事の甚だ僅少に候其梗概に至りての此書狀と共に差立て候我協會の報告書にて御一覽被下度願上候

モリソン著「少年犯罪論」の好箇の一著述にして且つ斯道に有益のものと存候且又近來富市に於て發刊せらるる監獄學新誌の毎月二回の發行にて代價の一年二「シルリング」二「ペンス」一（我一圓六十錢餘に當たる）に候

一昨年巴黎に於て開設せられたる萬國會議に於て貴國より派遣せられし委員の大會に非常の好刺激を與へられ候

御申越の拙著「監獄學の原理」の喜んで近日發送進呈の手續可致候間御笑納被下度候草々頓首

追白 前述せし監獄學新誌の外に富市に感化院雜誌なるもの有之發行者の感化事業連合會の書記ア

サー、アイ、マデソン氏に候代價の一年六「シルリング」二「ペンス」一にて此雜誌に感化院事業につき參考

となるべきもの多々有之申候

一千八百九十七年四月二日

日本東京 留岡 辛助 殿

英國倫敦市「ハオールド」監獄協會

ウイリアム、タラック

翻譯

●出獄者保護論

（英人タラック氏著刑罰及犯罪豫助論の一節抄譯）

紫雲 山房 主人

第一 出獄者保護事業に於て常に保持すべき二重の目的

出獄者保護事業に於て堅く保持すべき至要の目的の出獄者の利益と社會の利益を一致結合するに在り此の目的を達するに先つ二箇の注意すべき事項あり

一 出獄者をして備役を得せしむること即彼等を自立の職業に奨勵誘導すること

二 少くも再犯已上の者にの切りに責任ある地位を授くべからざること但備主に於て本人の身上に關し從來の履歴を知悉する場合の此の限りにあらず

以上二者の總して出獄者に對し又社會に對し最利益ある方法なること屢々經驗せらるる所なり今社會の方面より之を觀るに抑從來不正の所業に慣れ而して未だ改善の證跡明ならざる者に其備主之を知らずして貴重財産を保管するか如き地位を授くること或の入獄前長く遊惰濫逸の生活に浸染せる者をして其備主たる者之に對して特別の注意を爲すを心付かず切に一家の内事に干與せしむるか如きの往々自ら制すべからざる悪心を誘出し恐るべき罪障に陥らしむるものにして其の社會に對し極て有害なること論を俟たず又出獄者の方面より觀るも彼等特に再犯以上の者に對しての更に再び犯罪に陥るか如き傾向を常に豫防すること眞に仁慈の所爲なり彼の備主をして豫め彼等の來歴を知悉せしむるか如きの即其の一方法にして決て不

仁の所爲と云ふべからず假令一時之を隠蔽するも彼等の同因決て鮮きにわらず警察の視察亦決して疎漏なるへからず然らば則後に至り此等の者の爲に早晚其本体を暴露せらるること到底免かるべきにわらず此間に處する彼等の苦悶果して如何そや凡そ舊惡を隠蔽し不相當の地位を有する者常に自ら疑懼の念に責められ終世安んずる所なし今彼等をして此の憫むべき境遇に陥らざらしめんと欲せし豫め其備主をして明白に彼等の履歷を知悉せしむるより善きなし抑舊惡を表白するとき多くの場合に於て爲に信用ある地位を得るに困難なるに固より止を得ざる所なり然れども是れ決して永久のことにわらず若彼等にして能く忍耐の功を積み着實の行路を取るに於て重要な地位を得て世人の信用を恢復する決して難きにわらず職業の種類に依りて之に従事せしむる出獄者の履歷を明に其備主に知らしむること彼等に取りて却て直接に利益なること往々之あり屢實驗する所に依れり或る人々の却て此等の種類の勞役者を好むことあり其然る所以の者此等の勞役者自ら善良なる行狀に向て一種特別の保證を備具すと云ふに在り蓋し彼等自己の名譽を恢復するに汲々たるか故に全力を擧げて能く其業務に従事すべく又彼等自己の最不良なる點の既に其備主に知悉せらるることを知るか故に更に之を欺かんとするか如き非望を抱くの餘地なかるへし又世人か通常彼等の才能を目する其程度甚だ低し故に彼等其地位を保つ上に於て常人よりも却て容易なるへし且英國に於て凡そ上級の警察官吏常に保護の目的を以て此等出獄者の上に注目するの風あり故に若彼等にして始より其出獄者たることを明にするとき一方に於て彼等却て下級の警察官吏の爲に隠微を計かくるの憂あり又一方に於て其備主たる者も此の如く警察の上級官吏出獄者保護會社及委任を受けたる地方官吏の注目綿密なるか爲心を安んじて之を使用することを得べきなり此の方法たる實に仁にして且正なるものなり蓋し彼のウヲター、クロフトン及其代理者ゼームス、ライ

ガン二氏か嘗て採用したる計畫の下に愛蘭の出獄者にして見込ある者を保護するに於て十分證明せられたる所にして其の出獄者の履歷を備主に知悉せしめたること及官吏の注意か常に彼等の身上に行はれたること爲に彼等の多數に其職業を得るの便を與へたること甚だ大なりしなり後ウヲター、クロフトン氏の愛蘭を去るや此の地方に於ける出獄者保護事業の効果の大に減却せるを見ても以て氏等か計畫方法の最宜しきを得たるものなりしを知るに足らん

特別寄書

●治獄の要道

望 蜀 生

監獄官吏をして終身官たらしむべしとの、斯道熱心家の夙に唱道する所あるが、歐洲諸國に於ても、亦監獄官吏を以て終身官たらしむべしとの論、大に勢力を占むるに至り、既に伊太利に於て之を實行し、其他の諸國も、亦實際に於て之着々此方針を取るもの如し、洵に故ありといふべし、然るに近時本邦に於ての典獄の更迭頻りに行はれ、或る警部長に轉し、或る郡長に轉し殆んど典獄をして、始めより一

時假寓の位置たるに過ぎざるの感あらしむるに斯道の爲め一大長息に耐へざる所なり、抑も監獄の國權に依り國法を執行する所の官衙にして、監獄官吏の直接的國務官吏の位置を有せしめざるべからざること論を俟たず、殊に典獄の職責の重且大なる他の文官の比例すべきにあらざるなり、今其職務の重なるものを擧ぐれば(一)營造物の保全及監内檢束、規律の勵行を統督し(二)部下の吏員を督勵し之をして適法に、關係諸般の事務を執行し、且つ吏員をして其事務に訓練養成せしめ(三)個人的遇囚の旨義に依り、苛酷に流れず、寛容に失せず、至正、且つ至嚴なる紀律の範圍内に於て自由を剝奪し、之に由つて囚人をして遷善悔悟、終に、以て良民に復歸せしむるの責任を有するものにして即ち戒護と庶務の上に

立ちて監獄全体の管理を綜攝統督するものなれば、老功の人にあらざるより到底此重大の職責を完ふすること能はざるを信するなり、然るに頃日官報の報ずる所によれば既に數縣の典獄に於て更迭を見る中に就き警部長に轉せしもの二三あり、其人に於て其榮轉固より賀すべしと雖も、國家的眼識を以て之を觀察するとき、却て痛歎すべきの事實たるを得ず、蓋し本年四月勅令第四百四號を以て警部長特別任用の途開けしより、多數典獄の中に於て、或の陰に之れが希望を懷きしものあらざるなきかを疑ふも、斯道の熱心家のみにして輕々一身を左右するが如きことおらざるべきを信せざるべからず、今勅令第四百四號を案するに警部長の五ヶ年以上警部の職を奉し、現に判任官二級俸以上の官職に在る者に限り當分の内試験を要せず文官高等試験委員の銜を經て任用することを得るものなれば、今全國の警察官吏に於て現に二級俸以上を受くるの警部實に絶て無くして僅に之れありといふも敢て不可なかるべし去れば到底現任警部より警部長に任用することの望むべきにあらざるべし、然り而して現任典獄を願

はざる所なるべしと雖も、未だ多く其實例を示さざるの抑も其意の那邊に在るかを疑はざるを得ず、是最も改正の急なるを訴ふる以所なり、現に歐洲諸國に在つての監獄官吏の任用法に殊に最も慎重の注意を用ふる所あるもの如し、普國、バイエルン、白耳義等諸國の如き典獄の通例理事、書記等より之を推薦するの方針を取れりといふ、歐洲諸國已に斯の如し然るに本邦に於ては多くの毫も監獄に經驗なき者を以てし而して監獄の改良を期せんとするの恰も木に縁て魚を求むるが如く誰れか其愚を笑はざるものあらんや、嗚呼國家内職の一機關として、切要至重なる監獄事業の何故に斯く冷視せらるるや想ふに治獄の事業の國家消極的の機關にして其効績、顯ならず従つて社會の耳目を惹くに至難なると、獄事を輕視したるの舊習、今尙遺存するが故なるべしと雖も、必竟未だ監獄事業至重の點を認識せざるの致す所ならざるべからず、荷も奉公の赤誠あるもの區々たる一身一家の經營に汲々せず眼前の毀譽龍辱に醜態せず國家を以て自ら任じ、後止むの確乎不拔の精神なかるべからず、政府亦監獄官吏を待つに前段陳ふる所を以てするとき、監獄改良事業の

を願るときは監獄書記若くは看守長より任用したるの例僅に指を屈するに過ぎず、多くの郡長、若くは警部を以てするに已に數多實例の存すべきありて蔽ふべからざるの事實たり、抑も典獄の特別任用法の警部長の任用法と大に其趣を異にし、五ヶ年以上官務に従事し判任官四等以上の現職に在る者に限り當分の内試験を要せず高等試験委員の銜を經て任用することを得て明治二十三年十月勅令第二百二十七號の定むる所に於て、現に判任官四級俸以上の監獄書記看守長に少なしとせんや、然るを之を措て他に需めんとするの、則ち書記看守長をして前途の希望を挫折せしむるものにして、冥々裡に於て監獄の不利蓋し尠からざるべし、今、試みに警部長任用法と、典獄任用法を比較せんに、警部長に在つて五ヶ年以上警部の職を奉せしものならざるべからざるも、典獄に在つて五ヶ年以上官務に従事したるの經歷さへあれば容易く之を任用することを得べし同じく高等の官位に薦むるものにして、特に典獄に限り、漠然官務の名稱を下したるの何ぞや、明治政府の必ず監獄書記若くは看守長を指して官務の十中の八九たらしむるの旨義なるべしと確く信じて疑

はざる所なるべしと雖も、未だ多く其實例を示さざるの抑も其意の那邊に在るかを疑はざるを得ず、是最も改正の急なるを訴ふる以所なり、現に歐洲諸國に在つての監獄官吏の任用法に殊に最も慎重の注意を用ふる所あるもの如し、普國、バイエルン、白耳義等諸國の如き典獄の通例理事、書記等より之を推薦するの方針を取れりといふ、歐洲諸國已に斯の如し然るに本邦に於ては多くの毫も監獄に經驗なき者を以てし而して監獄の改良を期せんとするの恰も木に縁て魚を求むるが如く誰れか其愚を笑はざるものあらんや、嗚呼國家内職の一機關として、切要至重なる監獄事業の何故に斯く冷視せらるるや想ふに治獄の事業の國家消極的の機關にして其効績、顯ならず従つて社會の耳目を惹くに至難なると、獄事を輕視したるの舊習、今尙遺存するが故なるべしと雖も、必竟未だ監獄事業至重の點を認識せざるの致す所ならざるべからず、荷も奉公の赤誠あるもの區々たる一身一家の經營に汲々せず眼前の毀譽龍辱に醜態せず國家を以て自ら任じ、後止むの確乎不拔の精神なかるべからず、政府亦監獄官吏を待つに前段陳ふる所を以てするとき、監獄改良事業の

發達期して俟つべきなり當局者以て如何とす。

●監獄改良論第九

佐川環

○教誨師撰擇第六

前記の如く總ての宗教の皆悉く出世間的なりとせば其宗教家たる者も亦同く出世間的なるの固より辨を要せず若し然らば宗教家たる者須らく世表に卓立して國家政權の奴隸とならず長く神聖の地位を保つべきのみ然るに哀哉末世に至りて漸く宗教家大風格を失墮し思想人品共に下落して清淨なることを得ず動ともすれば本郷を喪失して異域に迷奔し更らに還源の覺知なきを以て惜哉俗人世權の下風に立ち俗人一番悲歎すべきの狀況を呈せり是れ吾輩が宗教家の爲めに痛惜する所以なりき

夫れ監獄とい何なる者を監獄教誨とい何を目的とするの事業なるか謂く監獄の純乎なる國家上必要なる機關にして罪囚とい人法上の過失者なり則人法の違犯者を訓誨教化するの何の方面に赴向せしめんとすこか謂く人法上の過失を悔悟して所云政權服従の義務を覺知し社會生産的の民族となり過去に吸収し

たる良民の鮮血を吐出して國家の貧少を償ひ獨立不羈の生民となり國家の富資を補充するの一念を喚起せしむるにあるのみ何ぞ早く未來の約束を締結するの暇あるべけんや天國に生るも未來にして極樂に往くも亦固より未來なり乃至即身成佛若し果して成し得るとせん乎今の世界の事態に於て日本の在監人をして悉く成佛せしむるの必要あらんや事此極に至りて呼んで奇怪と稱すべし如何に文明開化と稱するも社會の即ち社會なり娑婆の即ち娑婆なり千万世を経るとも日本を進化して佛國と爲すことを得ず是に於て積載の迷夢を一覺して社會的正見を確定せざるべからず謂く前已に辨する如く人界の即ち人界にして何ぞ俄に人界を變作して淨土天國と爲すべけんや娑婆即ち寂光生死即涅槃の佛乘の極唱固より政界經營の所談にあらざるなり左れば人法違犯の國民を誘て高く天國に昇り遠く淨土に往て彼國土の至樂を取れよと言ふが如きの殆んど人世をして萬索たらしめんとする者の如し今日の世運に際して迂遠の談と謂はざるを得ざるなり

物に非らず即ち斷滅主義が執行の精神となれるを以て固より制度々一點救済の道を容れず罪人と云へば監内獄外共に厭苦して貸す所なく泣て哀を訴ふも獄卒の打て將さに殺さんとする死刑に非らざる囚人が打撃の爲めに非命に斃れしこと往々傳聞せる所なりし幸に命を剩して出獄するも社會の蛇蝎毒蟲視して此に逐はれ彼に驅られ迹を寄するの所なし之れか救済の道なかりせば人法非行の爲めに無数の有情の跡を接して非命に斃れんとす救済者を待つ恰も大旱の雲霓に於けるか如し誰れか大悲を稱へ誰れか博愛を呼んで現出以て救済の道を開かずして可ならんや是に於て彌陀尊佛の大悲を唱へて現るる者佛僧にして天帝の愛を呼て出る者耶徒是れなり思ふに當時監獄制度暗黒時代に在りて宗教的慈悲を獄舎の救済に供したるの實に必要缺くへからざる利刃なりき而して自進んで無慈悲の暗界に入る者固より美にして言を待たずと雖亦當時の國家か自体の欠乏を補はん爲めに宗教家を利用したるの以て智と稱すべし是れか爲め監獄に及ばず所の利益の獨り罪囚濟度に止らず殺伐なる司獄官の頑腦を融和し以て奉佛尊神の良心を腦底に點印したるも亦實あるならん事に

大小の異なるあれども彼耶蘇教か羅馬亡國の後殺伐の人心を占領して融和調停し以て十世紀文明の美果を結成したると何ぞ擇ふ所あらんや吾輩の日本の宗教家か監獄教誨に於る過去の功勞を謝して忘れざるなり

宗教家か監獄教誨に於る功勞實に此の如きを記憶せりと雖も後獄制漸く發達して今や既に舊態を存せず賞譽の方法を定めか善是れ泄さず階級法を制して業作是れ屬せし教誨の制度上の機關となりて教誨師をして事務の交渉に預らしむ凡を刑罰執行てふ名稱の異ならざれども措置頗に面目を改め表面の施設の秩序を備へ紀律を正し新鮮の現象觸目皆然りとす之れを宗教家か始て入りし暗黒無慈悲時代の獄舎に比すれば天國と呼び淨土と稱するも亦不可なきに似たり監獄の制度の斯くまで發達して今や救の道に乏しからず一旦罪を犯せんとて何ぞ社會的生命を奪ひ去らんや況んや改惡歸善を誘ふの感化主義の制度上の要素となりたるをや國家の体上の宗教家を頼んで機關を備へたり何ぞ非國家的體外の宗教家を頼んで監獄教誨を委嘱せんとするか吾輩の之れを名けて足載と謂はんのみ亦善らず哉

今の監獄の宗教家の餘澤を受けて自体の欠乏を充たすの必要なく宗教家も亦救済の道已に充實せる監獄に入りて救済者たらんとするが如き時期にあらざるなり昔や欠乏に乗じて入る故に美なり今や則然らず必要なきに入らんとす故に奇怪の現象其迹を掩ふこと能はず宗教家開拓の版圖に別に存す蓋し鷹翼を張て一撃三千里の快を爲さるゝや且地方税の地方人民の精血なり抑教誨師果して其人を得たりや本店多事蓋し其人に乏し何ぞ支店にまで人物を配當すべけんや是れ固より其所なり而て曾て彌陀宗の老比丘高言して曰く判任官に准擬するの宗教家の愧る所若し俗官の待遇を放たば其人を分配すべしと後當局者官等の准擬を撤去せり果して其人を出せしや本店已に其人に乏し豈に支店に分配するに遑あるべけんや本店無用の雜僧を派して纒に其口を藉く而て官俸に飽かんとす何ぞ亦顛倒なるや其人を得る尙且今日の必要に非らず況んや雜僧を以て其責を塞ぐに於てをや教誨師中斷て人物學者なく實務の擧らざるの謂なき

統計

.....

に非るなり
 監獄教誨の純然たる宗教を用ゆべからず其理由等の前已に辯ずるが如し左れば教誨師も亦純然たる宗教家を以て必要なりとせず然らば則ち教誨の何等の主義に依り教誨師の何物を用て果して宜きを得るとするや謂く改惡歸善(世間的)を以て目的とすれば佛教と非佛教とを論せず宗派的觀念を心底に一掃して代るに社會的觀念即ち社會的贖主義を以てするを最良至善なりと思惟せり若し教誨師の人的如何と問はば謂く宗派の何たるに關せず學派の如何に拘はらず徳義の實踐に足り智識に富み辨才に巧みに兼ねるに多少の經驗を有し罪囚をして感發發揮せしむるに足るの名士を採擇するの一あるのみ要するに社會的生命を喪失せる人法上の違犯者を復活して社會的再生を得せしむるにあるのみ其目的を達するに社會的贖主義にあるのみ其人を待つ何ぞ宗教家に限るべけんや具さるに私擬官制に譲らん

(未完)

●明治三十年二月調査 全國在監人月末現在表

署	囚人		刑事被告人		懲治人		別房留置人		攜帶乳兒		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
小笠原島											六八〇
北見	七六八										七六八
道北	一、六五二										一、六五二
北海道	七五五										七五五
道南	八〇二										八〇二
空知	七三三										七三三
十勝	九七七										九七七
釧路	二、三三〇	四九	三、四一三	八〇	三、四九三	九	一、二四一	一四			一、三三〇
根室	二、三四七	二一九	三、五三六	一五	三、六五二	七	五五	八			二、三四七
釧路	九二四	二一九	一、一四三	二二	一、一六五	四	二八	五			九二四
根室	二、二七三	三三	二、三〇六	八〇	二、三八六	一四	一四	三			二、二七三
十勝	二、九二七	四一	三、〇〇八	二二	三、〇三〇	四	一九	三			二、九二七
釧路	六八八	四五	七四三	八三	八二六	一	三三	一			六八八
十勝	一、九七一	三六三	二、二六〇	一一	二、二七一	一	一				一、九七一
釧路	一、〇九一	五七	一、一四八	一七	一、一六五	一	四				一、〇九一
十勝	一、〇七七	一一〇	一、一八七	二二	一二〇九	三	七				一、〇七七
群馬	一、〇九一	五七	一、一四八	一七	一、一六五	一	四				一、〇九一

第八卷 第五號 統計

鳥取	四三三	四一	一〇三	三	二	二	二	二	二	六〇九
島根	五九四	四六	一四七	一〇	二	二	二	二	二	八二七
岡山	八七五	八九	二八三	一八	二	三	三	四	一	二二六
廣島	一〇七八	一三七	三三八	三三	一〇	二	三	三	七	一〇八
山口	六九八	七七	一六九	一三	二	二	二	二	二	一〇八
和歌山	六五二	七八	一三三	二七	二	二	二	二	二	七八九
徳島	五六四	八三	一〇五	一七	一	二	二	二	二	七八六
香川	七三二	一〇五	二九九	四七	三	三	三	三	三	一九三
愛媛	八五〇	〇〇	一八九	一三	三	三	三	三	三	一九七
高知	八六九	一〇〇	三〇〇	二二	三	三	三	三	三	二二一
福岡	一、一六八	一〇二	一九二	二〇	三	三	三	三	三	一五〇三
大分	五七三	四四	一三五	二二	三	三	三	三	三	八〇七
佐賀	四四四	三〇	七一	六	三	三	三	三	三	五六五
熊本	九四〇	六六	一七七	六	三	三	三	三	三	一、二四七
宮崎	四二五	三〇	五四	七	三	三	三	三	三	五三六
鹿兒島	五六八	一九	八一	八	三	三	三	三	三	六八六
沖繩	一五一	一一	一一	二	三	三	三	三	三	一七八
東京監獄	一、〇九七									一、一〇〇
皇宮監獄	八七四									八七四
三浦監獄	一、四五四									一、四五四

千葉	六二五	三九	二〇	一八	四	七	三	四	四	九一〇
茨城	一、〇四〇	七八	三二八	三〇	一	四	二	三	四	一、五二七
栃木	八七五	五五	一六二	二八	一	四	三	三	四	一、一七五
奈良	五二三	三七	一一四	一一	二	二	一	二	四	七〇三
三重	九三〇	七一	一五六	一〇	一	二	一	一	一	一、二一九
愛知	一、七〇三	二五八	四一〇	四一	五	八	七	九	二	三、四三三
静岡	九六一	九〇	二〇二	二二	一	三	三	三	四	一、三三四
山梨	四八五	五五	一五四	二二	一	一	二	二	三	七四三
滋賀	七〇六	八九	一五二	一四	一	一	一	一	一	一、〇〇〇
岐阜	七八四	八〇	一九八	二一	一	一	一	一	一	一、四七
長野	一、二〇五	一一二	四三七	四二	二	三	三	三	三	一、八五六
宮城	六六四	六四	四六九	三〇	二	三	三	三	三	一、二七八
福島	一、〇三三	七七	三七八	二六	二	二	二	二	二	一、五五七
岩手	三九五	四四	一七〇	二二	一	一	一	一	一	六三七
青森	三〇七	三三	一五二	一八	一	一	一	一	一	五〇四
山形	四一六	三三	二〇四	一三	一	一	一	一	一	六八九
秋田	五一六	四六	一八〇	一〇	一	一	一	一	一	七六九
福井	三八七	二七	九八	九	一	一	一	一	一	五四〇
石川	三六九	四六	一四三	一七	一	一	一	一	一	五九六
富山	三二九	五六	七〇	四	一	一	一	一	一	四九〇

第八卷 第五號 統計

合計	四七、三三〇	三六、三三三	一、一〇二	一、〇二九	一、三二六	一、四	一、九五七	一、九三	一、六三	一、六六	六五、六一一
----	--------	--------	-------	-------	-------	-----	-------	------	------	------	--------

○參 照

在監人	年月別	三十年二月分	廿九年二月分	増	減
刑事被告人	人	五〇、九五二	六六、四七〇	一六、五一八	
懲治人	人	一、八〇四〇	一三、三二七	二七七	
別房留置人	人	一四〇	二八二	四四八	
携帶乳兒	人	三、一五〇	一、七〇二	三三	
合計		六五、六一一	八二、〇三五	一五、四二四	

教 誨

●留岡幸助君の教誨論を讀む

神戸 森 本 松 吉

余が本論所感の一二を左に記せば
 第一論者内務省の教誨師採用方針に就て不公平なり
 と評せらる尤もなることなるべし而し苦し地を易へ
 て教誨師の主として基督教徒より採用するを可とす

どの諮問案なりしならば果して斯議論あるものにや
 第二典獄の宗派心を懐く可らずと 是亦然るべきこと
 となるべし只惜むらくは斯議論をして前北海道集治
 監典獄の新任當時にあらしめざるを
 第三教誨資格論の下第一の項中教誨師の弊を述べて
 云々せらる 是其心術の最も卑むべき奴輩なり如此
 輩ありとせば余の論者と共に極斥を勉むべし如何に
 も世に徳義の看板を掲げながら所謂羊頭狗肉の輩
 鮮からず己の熱心を表はさんとして人の不熱心を嘲々
 し己をエラキ様に顯はさんとして人を價値なき様に惡

口難言罵詈以て天下に其人を惡さまに己を善しさま
 に思はしめんとするが如き野卑の人物なきに非ざれ
 ば監獄教誨師とても亦斯人なしとも云ふ可らず人々
 注意肝要なり

第四同教誨師資格論の下第二項及論文第五の宗教異
 同論の誠は海量卓見と云ふべし今數年本論をして早
 からしめし前北海道集治監教誨師の辭職騒ぎもあ
 らざりし乎

第五我國現今の監獄教誨師たるもの多くんは是れ佛僧
 にして價値あるの人物甚だ少なしと尙其次下に今
 日の教誨師の月俸二十圓を以て尤上級とし甚しき
 六圓五圓にて教誨師を奉職するものありと

この余が論者にも似氣なきこととして餘り感心せざ
 る所なり此等が論者の教誨師資格論の下に於て所謂
 入らざる所にて此を攻撃し惡口罵詈し難言し以て
 得色たるものあるの類に非ざる乎余の常に論者等
 の人々にも尙ほ此一大瑕瑾たる職敵的根性の除去す
 る能はざるかを歎するものなり動もすれば自教徒の
 熱心を顯はさんとして敵教徒の不熱心を挙げ自教徒を
 エラキ様に知らせんとて敵教徒をエラクなき様に嘲
 々するにあらざるかやの感あらしむることあり曾

て原胤昭氏の文に付ても而か感せしことありき氏が
 本年二月の監獄雜誌上に投稿せる同情を以ての教誨
 師かてふ一文の中に某大監獄の教誨師と放免囚との談
 話一節あり彼の一節の如何にも彷彿の間鬼狀を見る
 が如し某の大監獄果して如此鬼心鬼狀の教誨師あり
 しか抑も言の信疑の其の言者の如何に依て決する所
 多き一般の人情なり然るに今この一節の談話の誰
 れに依て傳へられしと云ふに免囚に非ずや而して
 その免囚の如何なる身上と云ふに彼れか談話に依
 て其身の無告の窮民たるを知るなり求救の免囚たる
 を知るなり彼れの性質如何の余未だ之を知らずと雖
 ども因情の多くの詐術阿諛に巧みなるものなり求救
 無告の彼免囚の佛徒のことを耶教徒に告ぐるに果し
 て一種の野心なきものと斷ずるを得べき乎然るを直
 に取て堂々と誌上に掲載し以て得々たるものゝ如き
 の果して何の意ぞや君子の人を以て言を信せずとか
 詐を迎へずとか云へることありと雖ども輕々しく人
 を毀譽褒貶せざることも亦君子の道なるべし彼文と
 云ひ此論と云ひ余の作意の那邊に存するかを疑ふも
 のなり
 且論文に云ふ所の教誨師の價値如何の遽かに決し難

さも俸給の如きの現に余が確開する所との大に相違する所あるが如し所以の今日教誨師の俸給の上の三十圓以上中の二十圓以上如何に下るも教誨師專任者としての先十圓以上なりと地方に依て自坊の傍らに出勤執務するが如き者に五六圓の愚か無給のものもありとの只序で一言以て論者の餘考に供す冒瀆多罪

●本稿の原胤昭氏の出獄人保護事業を賛助し前農商務省商工局長安藤太郎氏東京禁酒會々長として原氏の寄宿舎に臨み演説せられたる筆記なり氏が實歴の經驗談に出でたるものにて本欄を填するに最も適好なるにより同君の許を得て此に掲載す

●出獄者に對して同情を表す

東京禁酒會長 安藤太郎君演説

同氣相求め同病相憐むと云ふ諺がありすが私が今晚諸君の前に立ち一言を呈せんとするに即ち其の同病相憐むと云ふ理由から來たのである夫れだから何卒御退屈でも辛抱して一と通り御聞下さる様に願ひ

たい借て承れば諸君に種々の心得違ひより長き年月の間憂き艱難を嘗められ遂に今般芽出度大赦の恩典に與りたる由なるが其の艱難の際から誠に頼母敷き方々より一方ならざる恩恵を蒙り引續き今日に於ても終始懇切なる御世話を受ると云ふに實に諸君に取りての冥加至極なる次第にして如何に諸君此の方々の恩恵を難有く思つて居るか中々外の人々に分り升まい併し私に善く分つて居る即ち諸君其難有さを如何に感じて居るかを私に善く存知て居るのであります夫れは又何故だと申せば今から丁度三十年前私に先日迄農商務大臣で居られた榎本子爵即ち其頃の徳川脱走兵の總督で居つた榎本和泉殿に従つて函館五稜郭に籠城しましたたが官軍に拮抗する事能はず刀折れ矢盡ると云ふ場合に陥り遂に一同降伏致して總督達に東京に參られ私共に五百餘名矢張り諸君同様囚徒と爲りて青森弘前邊に引廻されたる未竟に函館の臺場に禁錮せられ丁度九一年程獄屋の中で暮しました然るに今日との違ひ御一新の當坐と云ひ未だ血腥い時分の事であつたから番兵の取扱杯も随分嚴酷に過ぎたる事もあり又監獄と云つた所が臺場の内へ急に拵へた人足小屋同様の者であるから

冬に爲りての徒でさへ降り續く雪と吹き荒る風で寒氣が凄まじいのに況して衣服の肩が袷で膝が單物で裳が綿入れと云ふ一枚で四季の兼帯が出來ると云ふ有様だから其他の暖々敷く申述べずとも御分りに成りませう諸君にも覺のある事ならんが人の運の宜い時の知らぬ者迄チャホヤ言つて呉れ升が一旦落魄れた場合に親類縁者でも見放し升の世の常であるのに況して函館の其頃脱走兵の爲に一方ならざる難義を受けた事故私共に對しての宜い氣味どこを思へ氣の毒だなどゝの露程も考へる筈のありません殊に囚徒に減多な事を爲して掛り合ひにでも爲つての大變だから函館市中で誰れ一人見舞つて呉れる杯といふ者の有りませんで毎日毎日降る雪の中に蟄居してありました所或る日の事官軍の役人が見廻りに參り突然私と外三人程の者を呼出した故私何事かと存じて出ましたるに役人の申さるゝに函館の町人紅屋清兵衛と申す者より今般各方への見舞として此の品々差入れ方願出たるに由り聞届けたれば夫々受取り可申とて私共四人の者へ裏表共新らしき襦袢にふくゝと綿の入りたる物を一枚宛渡されました其時私の心の内に如何に喜びと驚きに満されたるか

嬉しさを何につまらん唐衣といふ古歌があり升が實に其折の紅屋の志の忝さの身にも袂にも溢るゝばかりで役人へのソコソコ挨拶して其坐を退き早速例の四季兼帯の衣服の上に右の襦袢を着用致したる其時の心地よさ加減の私に今日迄一生涯覺えさせん程でありました然るに其心地よさに付けても段々と考へて見升るに如何にしても此の差入れ物をした紅屋の心底が分りません其譯の私が此の紅屋と懸念に爲つたの脱走兵が函館を占領し居る頃兵隊より割宛てた昔で申す御用宿なる者に此の紅屋が當つて夫れで私共が四五名で其家に押込んだのが縁故の初めで随分共家内の人々に迷惑を懸け揚句の果に宿料まで満足に拂へなかつたと申す不始末こそあれ決して紅屋より斯る恩恵を受くべき謂はれ無之に然るに天地の間此の囚徒に誰れ一人指の差し手もなき折柄唯だ此の紅屋一人が疑嫌も構はず手数も厭はず斯る結構なる贈物を以て私共を慰めくるゝと返す々々も忝なき人かなと私に生れて始めて世の中に慈愛といふ事を知りました彼の聖書に最徹者の一人に行へるに即ち我に行しなりとあるに此等の事を申しした者ど今更思ひ當りました借て其後幾月か經て愈よ赦免

の沙汰が東京表から参り一同が青天白日の身と爲り
ますや否や臺場から出ると第一番に紅屋を尋ねて温
袍の禮を述べんとて其門口に來て見ますと紅屋方
の家内一同が打揃て出迎へてサ〜御上りな
さい今日の訖度御出なさると思ふて風呂も沸して置
た夫れから緩々御話も聞きましよふと恰も自分の子
供が兄弟でも出て來た様に皆が嬉がつて呉れました
が私唯だ有難い々々云ふ計りて其指圖通り始め
て浮世の湯に這入りました其時の快さ何ともいへ
ませんでした夫れから紅屋の人々に衣服を着替へさ
せて呉れるやら種々の馳走をしてくれるやら其間に
獄中艱苦の物語に同情を表して耳を傾けてくれる
やら又其上に東京へ歸る旅費として其頃での大枚二
兩二分といふ金額を呉れるやら何から何まで心付け
て呉れました其款待の有様は恰も路加傳の放蕩息子
が親爺の家に歸りたるも斯くやと思はるゝ程で其折
私の有り難い忝ないと思つた感覺の池も今日述べ盡
されぬ程であります夫れから滞りなく東京に着して見
ますと兩親も無事で私の歸りを待ち受けました到底
此世で再會の出來ぬと思つた親子の對面であるから
實に其嬉しさの別段でありましたが其時にも第一に

私の話に出ましたの紅屋の事で一伍一什を話し
した處兩親の感じ方の又格別でありまして何か相當
の禮を致したいと申ししたが茲に困つた事此紅屋清
兵衛と申す人の元と譜岐の産れであつたが若い時赤
手で函館に渡り追々と仕出して遂に同地で指折り
の身代と爲つたと云ふ位な腕もあり金もある人であ
るから些とやそつと禮など爲たどて何とも思ふまい
と存じ唯だ安着の報知をした位で不本意ながら其儘
にして置きましたが私の心にも何分にも濟みません
で何かに付けて紅屋の情けが浮み出でられました
倍て私其後岩倉大使に隨行して歐米を巡回し夫か
ら香港の領事を拜命して同地に在勤なとして凡そ五
ヶ年程も過ぎ一時歸朝致した事がありましたが然るに
一日雨が降り宅に居りました時フト一人りの老人が
門口へ音信れて紅屋だと申しますから若しやと思つ
て出て見ると如何な垢染みたる木綿着物の裳を端折
り破れた番傘をさし素足で泥下駄を穿きシヨンボリ
と立つて居る姿丸で昔の形のありませんけれども
善々見ますると正しく私が恩に爲つた紅屋清兵衛氏
に相違ないから私の其時の驚きと嬉しさ夫れ夫れ
ふるに物有りませんでした實に理窟として不都

合千萬なる次第で有りませんがマ〜紅屋さん善く
そんなに落魄れて來て下された口にこそ出しま
せんが心に左様に思ひました此處ぞと存じたから
兩手を取りて上坐に誘ひ一寸見升到碌々湯なども遣
はぬ有様故先づ風呂を命じ衣服を揃へるなど凡そ出
來る丈けの款待を致しまして夫れから段々と同人の摸
様を尋ねますと近頃種々な不仕合が續き遂に函館の
家屋敷も人手に渡し同地にも住居が出來ずして一先
家族を本國讃岐へ引纏めたどの如何にも哀れ千萬な
る長物語を聞きました時に私の心燃る計りで誠に
氣の毒で々々々々堪りませんでありましたソコで
紅屋に決して心配するなど申して今日こそその宿願
成就の時來れりと存じ同人へ輕微ながら金子百圓を
贈りました其節紅屋の其金を戴いて餘程喜んで様子
であつたが夫れよりの其喜ぶ様子を見た私の心中の
喜びの中々一通りでありませんでした聖書に受る
より興る者の幸福なりとの此等の事を申しますか先
年函館で世話に爲つた時の嬉しさよりの又一層嬉し
くありました

柄もありましたらうが併し私此の話を就て聊か諸
君の御注意を請ひたい事がある不思議な事に諸君
にも矢張り北海道で禁錮せられた趣であるが其禁錮
中も多分私と大同小異の難艱辛苦を受けられた事
であらふ天地廣しと雖も僅か五尺の體が自由に爲ら
ず平常懇意にした人でも箇様な時に振り向ても見
ないと思ふ實に哀れな境界の私と格別相違の無から
ふと思ふ然るに其際襦袢一枚の差入れですら一生涯
忘れられないが人情であるのに況して見ず知らずの
人で有りながら突然諸君の側に來て諸君の爲に同情
を表して日頃の辛苦を慰めて呉れるやら剩さへ身の
爲め靈の爲めになる事を朝な夕な信切に必附けて呉
れた時の諸君此の恩人に對して何の様に難有く感
じられたで有らふか私の自身の事に引き比べて見て
も實に想像の至りに堪へさせん定めて諸君に何時
か一度青天白日の身となつたらば如何にもして此の
恩義に報ひ度い者であると夫れこそ寐ても寤ても忘
るゝ暇の無かつたでありませんよ併し若し其恩人が
何も欲しくない報ひなどいらないと云ふ譯ならば
是れに致方もありませんが諸君の恩人の丁度紅屋が
私の所に來た様に矢張り今日諸君の前に立つて諸君

より相當の報ひが欲しいと申して居るで有りませぬか左れば今日こそ諸君が宿願成就の時來れりと夫れこそ腕限り根限り奮つて此の恩人に恩返しを爲よふと嬉し喜んで居らるゝに相違ないと思ひますトコロ諸君の恩人の恩返として何を諸君に所望して居り升か金錢であるか衣服であるか但し食物か夫等を決して其人の所望する品で有りませぬといふれなら何かと申せば即ち諸君の眞實なる悔改めでありませよ諸君が立派な信者に生れ變る事でありませよ左様して此の社會に於て有用なる人物となり上り聖天子の御恩に報じ奉り下り此の恩人が年來の志願を遂げさせて貰いたいと云ふ事でありませよ夫れであるから若し此恩返しが十分に成就した曉に諸君の恩人の何れ程に満足するで有りませよか中々紅屋が金子を推し戴いて嬉しがつた位な喜び方でも有りませぬ其時諸君が又此の喜ぶ有様を見たならば其嬉しさ加減の逆も監獄で世話に爲つた時の嬉しさ位で無からふと存じませぬソコ其悔改めの手初に何が一番肝心だと言へば何よりも蚊よりも禁酒するのが第一でありませぬ諸君が是れ迄種々の心得違を爲たのも其根元を善々尋ねて見たならば十に八九

と云ひたいが十が十迄酒の仕業に相違ないと存じませぬ如何な人物であつても眞逆にしらふで監獄に這入る様な事な致しませぬ左様して見ると諸君が長の年月苦しい思をなされたの全く狂水の御蔭であるから何卒諸君に是から一切狂水を振り向ても見ない様に爲さなければ成せせん此頃何時と違ひ花見の時節で殊に諸君が浮世に出て來た初めての春であるから此際の一層危険な場合と御用心ある様に希望致しませぬ禁酒の事に付て未だ澤山御話し申すことがありませぬが餘り長くなるから今晚は是にて止めます諸君御退屈でありませぬ

法 令

● 巡查看守俸給令

朕巡查看守俸給令を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御 璽

明治三十年五月十八日

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長 伯爵黒田清隆

内務大臣 伯爵樺山資紀

勅令第四百十九號

巡查看守俸給令

第一條 巡查看守の月俸左の如し

一級 十五圓 二級 十四圓 三級 十三圓

四級 十二圓 五級 十一圓 六級 十圓

七級 九圓

第二條 巡查看守に任命せらるゝ者の月俸は六級以下とす

判任官以上の官職に在りたる者及巡査又ハ看守の精勤證書を有する者にして巡査看守に任命せらるゝときの前項を適用せず但し前職の月俸を越ゆることを得ず

第三條 巡査看守にして五級以上の月俸を受くる者の満一年を経過するにあらざれば昇級することを得ず但し巡査部長看守部長に拔擢せらるゝ者ハ此の限にあらす

第四條 刑事専務又ハ通辯其の他特別の技能を有する者の第二條第三條を適用せず

第五條 教習中の巡査看守の月俸は六圓乃至八圓とす

第六條 月俸ハ新任昇級降級復職とも發令の翌日より

り計算し退職の月の日割を以て計算す廢廳若ハ事務の伸縮に因り免職したるとき又ハ休職死亡のときハ當月分の全額を給す休職當月復職するときハ其の月の俸給ハ更に支給せず

第七條 病氣の爲執務せざることを六十日を踰ゆる者及私事の故障に依り執務せざることを二十日を踰ゆる者の日割を以て月俸の半額を減す但し公務の爲傷痍を受け若ハ疾病に罹り又ハ服忌を受くる者の此の限にあらす

附 則

第八條 本令ハ地方の狀況に依り明治三十一年三月三十一日迄其の施行を延期することを得

第九條 明治二十三年勅令第二百二十八號中第四號明治二十四年勅令第六十九號及明治二十六年勅令第五百十五號ハ本令施行の日より之を廢止す

第十條 本令ハ北海道に適用せず

勅令第四百十九號參照

勅令第二百二十八號 (明治二十三年十月十一日官報)抄録

四 看守俸給ハ月俸十圓以下六圓以上とす但勤績滿九年以上の者の十二圓滿十二年以上の者の

十五圓を給することを得
 明治二十四年(八月十一日官報)勅令第百六十九號
 の逡査傳給令、同二十六年(十月二十日官報)勅令
 第百十五號の看守傳給に關する件なり

●臺灣總督府訓令第三十九號

縣 廳
 島 廳

監獄内傳染病豫防心得左の通相定む但監獄の構造又
 の其他の不完全なるに依り本心得各號中實行し難き
 ものの前以て民政局長に申報すべし
 明治三十年四月二十三日

監獄内傳染病豫防心得

- 此心得に於て傳染病と稱するは明治二十九年律令第八號傳染病豫防
 規則第一條の八病を云ふ
 此心得執行は毎年十一月一日より四月三十日迄の間に在て傳染病者
 を發生せざる地方に於ては便宜斟酌するを得と雖も五月一日よ
 り十月三十一日迄は一般に之を嚴行すべし但第一號 第十二號の嚴行
 傳染病 發生地に限る
- 一、毎日一名以上の監獄醫をして晝夜署内に宿直せしむる
 - 二、監獄醫は毎日一回以上適宜の方法を以て各在監人に就き身体
 の異同を檢診すること

- は入浴せしめたる上清潔なる衣服を貸與し之を他の監房に移
 し一週日以上他の者と隔離すること但隣房の在監者も入浴せ
 しめたる上之に清潔なる衣服を貸與すること
- 十六、工場に於て傳染病患者發生したるときは其附近は五日間使
 用を中止し嚴重なる消毒掃除を爲すこと
- 十七、前項の場合に於て患者に隣接若しくは近接したる者は直に入
 浴せしめたる上清潔なる衣服を貸與し一週日以上他の者と隔
 離せしめ其他の同場者は直に入浴せしめ且つ着衣に十分の消
 毒を施したる上適宜の處分を爲すこと
- 十八、傳染病患者其他隔離せしむべきもの、被服器具及患者に關
 接若しくは近接したるもの、被服は總て熱氣消毒を行ふこと
- 十九、患者發生の監房並に其隣房及工場其他に於て發生したる患
 者の監房は石炭酸水を以て拭淨し發生の監房は一週日以上使
 用を停止し其間階戸を開放して空氣を通ずること
- 二十、患者若しくは病室に接近する者には一定の被服を着用せしめ
 其事務を終へたるときは身体及被服に消毒を行ふこと
- 廿一、患者を乗せたる昇降其他患者に接近したる器物は明治二十
 九年訓令第七十三號傳染病豫防心得に據り消毒を行ふこと
- 廿二、遊病舎詰看守及看病者は身体最も強壯なる物を以て專任し
 且つ擔當以外の場所、可成出入を避けしむること
- 廿三、差入買入の食物は確實なる受買人を定め料品及調理方法を
 指定し監獄署に於て嚴重監督をなすこと
- 廿四、衣類其他の差入物は明治二十九年訓令第七十三號傳染病豫
 防心得に依り適宜の消毒を行ふこと
- 廿五、監外より輸入する工業品其他は適宜の消毒を行ふこと

- 三、寢具は毎三日一回以上終日日光に曝し又は一週乃至二週毎に
 熱氣消毒を行ふこと
- 四、被服は少くも一週日毎に洗濯し又は熱氣消毒を行ふこと
- 五、飲食物は漬物、燒鹽、燒灰燐類を除くの外煮沸したるものを給
 與すること
- 六、飲料水鹽漬物は煮沸したるものを與へ生水を用ゆることを嚴
 禁すること又假令煮沸したる者と雖適當の制限を定め給與す
 ること但工業の勞力又は習慣等に依り特に分量及度數を増さ
 んとするときは醫師の意見を聞くこと
- 七、飲料水の貯蓄器は日々汲子し清潔に掃除すること
- 八、飲食器具は熱氣或は冷却湯を以て洗濯すること
- 九、便器及汚穢物洗滌水は直に生石灰又は石灰乳を以て消毒する
 こと
- 十、糞便の汲取を頻繁にし毎日一回以上糞池及其周圍に石灰乳若
 くは生石灰を散布すること
- 十一、下水溝水溜塵芥溜等は時々掃除し其跡へ石灰乳又は生石灰
 を散布すること
- 十二、下痢患者に注意し萬一同患者ありたるときは隔離室を設け
 て一切之を隔離し其便器は各別に當て、備ふるが若しくは須用
 の時に差入れ醫師に於ては糞尿の檢査を行ふこと
- 十三、吏員の内換防消毒に通ずるものを選択し時宜により之を練
 習せしめたる上該事務に従はること
- 十四、傳染病に罹る者あるときは監獄所屬の遊病舎に入れ其疑似
 症に罹る者は他の在監人と隔離すること
- 十五、監房内より傳染病患者發生したるときは其監房の在監者に

- 廿六、監外より監内に入る者は總て門衛所に於て相當の檢疫をな
 すこと
 - 廿七、吏員以下の家族同居人又は其隣接の家に於て傳染病患者を
 生じたるときは五日以上出勤を差止むること
 - 廿八、交付其他に於て外人と頻繁接近する者は時々消毒を行ふこ
 と
 - 廿九、近隣に傳染病患者ありし邸宅及傳染病患者の多數ある土地
 へは外役せしめざること
 - 三十、新に入監する者は監獄醫をして診察せしめたる後湯及石鹼
 を以て頭髮を洗はしめ且つ直に入浴せしめ清潔なる衣服を貸
 與すること
 - 卅一、刑事被告人及携常乳兒の衣服は直に熱氣消毒を行ひたる後
 之を返付使用せしむること
 - 卅二、入監者の携有物品は可成速かに熱氣消毒を行ひたる後領置
 すること
 - 卅三、熱氣消毒は消毒すべき物品を消毒器中に入れ成るべく熱氣
 の内部に透徹し易き様適宜に排列し通常衣服の類に於ては三
 十分時間以上臥具の類に於ては一時間以上攝氏百度以上の熱
 氣を周く通すべしこと
 - 卅四、満期其他に依り出獄する者は出監の際監獄醫をして診察せ
 しめ傳染病者は總て其他の警察官署に引渡すこと
 (參照)
- 明治二十九年律令第八號
 第一條 此規則に稱する傳染病とは虎列拉、ペスト、赤痢、痘瘡、發
 疹、猩紅熱、實布聖利亞格(魯布)及猩紅熱の八病を云ふ

第二項は略之

雜 錄

●監獄醫の品格をして高からしめよ

浪々生

監獄改良事業に伴ふて將來に施設經營を要すべき事項決して尠なしとせず況んや改正條約實施の準備に於てをや政府夙に改正條約實施準備委員會なるものを設け法律制度の中に就き將來改正を要すべき事項を調査せしめらるゝ所あり警察監獄に關する制度の改正其要部を占むるゝ勿論なりと雖も就中監獄醫務に關する事項も又其一部たらざるべからざることも又素より論を俟たず然るに從來府廳監獄醫の待遇の普通の傭人と異なるなし俸給又甚だ厚からざるより勢ひ扁鵲名醫を任用する能はず假令偶々之れありとすも全能を監獄醫務に傾注せしむる能はず要するに目下監獄醫を遇するの道厚からざるに依らざるゝなし而して一面全國醫師の需要の一日と急なるが如

く新版圖たる臺灣に少からざる公醫病院醫を要し厚給を以て之を招募するあり陸海軍亦軍備擴張に伴ひ軍醫に不足を訴ふるあり全國また昔からざる醫師にして以上の如く厚給高位を以て之を招募せるあり之れに反し府縣監獄醫の地位俸給の如何と云ふに兩ながら前者に及ばざること甚だしく如何んぞ以て監獄醫治の整備を庶幾せんや是れ全く從來監獄衛生の普及せざる所以の原因にあらざるゝなし此頃其筋に於て調査せられたる全國監獄醫の統計なりと云ふを聞くに全國(北海道集治監を除く)在監人の現在總員の無量六万二千五百九十二人(廿九年十二月卅一日調)に對し監獄醫の僅々二百二十七名に過ぎずして其割合の監獄醫一名に對し平均二百七十五人餘に相當し是等の監獄醫の皆悉く監獄衛生にのみ専任するものなりやと云ふに事實の決して然らず或の自家に開業する者にあらざれば只單に囑託監獄醫たるが如きもの亦決して尠なきにあらざるが如し去れば一監獄醫の擔當在監人の少なくとも健康人三百人以上の割合たらざるべからざるゝ寔に明かなる事實なり而して是等の監獄醫にして開業或の他に職務を帶ぶるにあらざるよりの能く其薄給待遇其人にして監獄

醫に戀々たるものあらんや依是觀之も監獄醫の地位を高め俸給を厚ふするにあらざれば監獄醫務の整備并諸般の監獄衛生の普及を望むを得んや加之ならず監獄の素と吾人の自由を拘束し一舉一動も尙且之を忽にせず身体精神共に苦境に在り且給與食料の如きも最下劣等に過ぎずしていはゞ身心悉く不自由に生活せるより身体に異常を呈するの多きものあるに於てをや是等の皆監獄統計の示す所にして監獄に死亡疾病者の多く續出する亦決して故なしとせんや右等の夙に當局者の注意を要する點にして監督官廳に在つても充分調査せらるゝ所ありと雖も今にして監獄醫の品位を高め之を遇するに道を以てするにあらざれば監獄衛生の普及完備の到底黄河の清を俟つと一般殆んど其期に達すへからざらんとす況んや他日外國人を我監獄の下に拘禁するの日の最も監獄衛生に重きを置くの必要多きに於てをや要するに監獄の素と囚人か嘗て社會に流布したる罪惡を誦し悔悟せしめんと目的を以て或る一定の満期間身体の自由を拘束するの主旨に過ぎずと雖も監獄醫務の擧らざる結果即ち良監獄醫を任用する能はざるの結果の遂に自由刑を變じて生命刑に陥むらしむることあるを

思へば監獄醫の能否、監獄衛生の備不備の豈に今日に輕視して可ならんや監獄醫の任務及び之を遇するの道忽諸に附すべからざること炳然火を賭るより明かなりとす余輩の仄かに聞く所に依れば府縣監獄醫の俸給をして一般官吏同縣國庫支辨に移されんとすとの議ありと其説の眞偽の素より余輩の知る所にあらずと雖も此風説をして事實ならしめんことを望まされし世の識者以て如何となす

●巡查看守の缺員を如何にせんとする

宇宙生

社會文運の進歩の生存競争の原理に支配せられ生存競争の結果の吾人をして片時も晏如たらしむるを許さず故を以て吾人人類たるものゝ常に此競争場裡に立つの覺悟なかるべからざること又勿論なりとす然り而して彼の犯罪類族の如き日を追ひ月を閲して愈々巧妙の手段に出て局に當る者をして殆んど捜査豫防に苦心せしむること日も尙ほ足らず從て犯者の出所進退を端倪すべからざるが如きこと比々として皆然り是れ素より當局者の罪にのみ歸すべからざるが

りてせむ其の虚偽の債権者も金額に應じて配分せざるを得ず然かるに世の司獄官吏多くの保證金を以て完全無欠と信じ且つ他の債権者に先ち優先権を得るものと信じ居るに外ならず而して配當を受くるに至る迄監獄と請負者との契約證書が公正證書にあらざるして私書證書なるとき更に裁判所に訴へ確定の執行力ある正本を得るに非れば配當をも受くる能ざるなり況んや監獄に於て其の保證金たる公債證書を適宜に公賣するが如きの固より法律上爲し得可からざる事なり何となれば民事訴訟法に強制競賣の手續あるを以てなり散士の爰に優先権を得る契約書案を掲げんと欲す

(印鑑) 契約書

何監監獄署長與獄何業は在監囚徒に何々工業を爲さしむるに付き何某之左の契約を締結す

第一條 本契約は明治何年何月何日に至る請何々年を以て期限とし該期間に請負人に於て何々工業の中止又は解約を爲すことを得ず

但委託人に於て已むを得ざる事情に依り契約の履行を持續する能はざるときは三ヶ月前に於て契約締結官に其の事情及び解約を申出づることを得契約締結官は事情に依り解約することあるべし

第二條 本業に使用する囚徒人員は一日概れ何名と定む但囚徒の増減により増減することあるべし

四、監獄内に於て見聞したる事項は一切他に漏洩す可からざる事

第十三條 請負人は契約履行の擔保として金何百圓の何々銀行預り證券に本契約に依て入質せしたる事を同銀行の承諾したる契約締結官宛の承諾書及請負人より何時にても隨時必要支け引出すことを得る契約締結官宛の委任状を添へ權利質として契約締結官に差入れ置く可し(記名若くは無記名公債證券なるときは本項の担保として以下を何百圓の面價證券に直に賣却し得る委任状を添へ動産質として契約締結官に差入れ置くべしと記載するものとす)

第十四條 手間賃は請負人に交付せし製品の個數に依て計算し一ヶ月毎に取纏め納入を告知す請負人は該告知の日より十五日以内に納入すべし

第十五條 請負人手間賃の納入を延滞したるときは契約締結官は第十三條の擔保金を以て直ちに精算す但本條の處分を爲したるに依り擔保金の補充を告知したるときは請負人は第十三條の規定に依り告知の日より三日以内に差入るべし

第十六條 素品欠乏の爲め本業を休止したるときは當日就業すべき人員に應じ左記の割合を以て賠償金を徴收す

一、一時間以上三時間未満は一人につき金何圓
二、三時間以上當日罷役時限迄は金何圓

本條の人員及時間に監獄の簿書に依て之を定む請負人は之に對し異議を申立つることを得ず

第十七條 前條の賠償金は告知の日より十日以内に納入すべし若し期限内に納入せざるときは契約締結官は第十五條第一項に依て處分し請負人は同條但書に従ひ補充金を差入るべし

第三條 本業の手間賃は別紙定むる處に依るべきと雖も本業に關する世上手間賃に照し二割以上の高率ありと認むるときは双方何れにても之を説明し協議の上手間賃を増減することあるべし

第四條 製作に要する器具の新調及修繕は請負人(或は官)の負擔す

第五條 素品は第一條の人員三日以上十日以内の使用に相當する量を請負人より監獄署に差入置くべし

第六條 製品及屠物は監獄より指定したる期日に於て閉廳時間中監獄内に於て交付す請負人其引取ぬるべきは契約締結官は請負人の費用を以て引取方を督促することあるべし

第七條 製品の受渡は甲乙二概を設け一を交付簿とし一を受取簿と爲し交付簿は監獄に於て保管し受取簿は請負人に於て保管す

第八條 素品の減量製品出果高に照し一般の比準より多きことあるも請負人に於て苦情を申立つることを得ず

第九條 器具素品及屠物に付ては官一切保管の責に任せず又天災事變若くは請負人に於て引取ぬるに依り製品の汚損毀滅したるときも官其の責に任ぜざるものとす

第十條 請負人は監獄に出頭し器具及製品の整理を爲すことを得

第十一條 請負人其代理人又は授業手を出さんとするときは認め其人を定め契約締結官の認可を受く可し

第十二條 請負人代理人及授業手は左の條件を遵守す可し但第一號は授業手に適用せず

一、在監人に對し言語を交へ可からざる事
二、在監人に金品を密與す可からざる事
三、在監人と他人との交通の媒介を爲す可からざる事

第十三條 請負人代理人及授業手に於て第十二條に記載したる條件に違背の行爲ありたるときは契約締結官は通告として一事項毎に金何圓を請負人より徴收す

第十四條 契約締結官は左の場合に於て本契約を解除することあるべし且つ契約を解除したるときは違約の過意として金何百圓を徴收す

一、素品欠乏に依り本業の休止三日以上に及びたるとき
二、契約締結官の認諾を得ずして約定の期限内に本業の中止又は廢業を爲したるとき
三、契約締結官の認諾を得ずして本事業を他に譲渡したるとき

四、補充擔保金の納入を怠りたるとき
第二十條 第十八條第十九條の違約過意金は契約締結官に於て第十三條の擔保金を以て直ちに之に充つ 但第十八條の過意金徴收に依り擔保金の補充を告知したるときは請負人は第十五條但書に従ひ補充金を差入るべし

第二十一條 解約の場合に於て第十四條第十六條第十八條の手間賃賠償金及過意金の精算徴收に因り擔保金第十九條の過意金額に満たざるときは更に其不足額を追徴す

第二十二條 契約締結官は左の場合に於て本契約を解除するの權を有す請負人は該處分に關し賠償を求むることを得ず
一、天災事變又は法令の改正に因り本事業を繼續す可からざるとき
二、委託人破産若くは家資分數の處分を受けたるとき
三、委託人死亡したるとき

第二十三條 本契約に關し保證人は請負人と連帯の責に任ずるもの

第二十四條 本契約に關する訴訟の第一審裁判所は何々地方裁判所の管轄と定む(何々地方裁判所とは監獄所在地の判決所を云ふ)
以上契約の確實なるを證せんが爲め本記書二通を作り各自署名捺印し各一通を所持す

年 月 日

住所 請負人 姓 名

全 保監人 姓 名

官署職名 姓 名

契約締結官 姓 名

(印紙)別紙

何々作業手間賃約定書

一何々 何間、何尺、何個に付金何程

一何々 何間、何尺、何個に付金何程

期限内に於て手間賃を變更せし場合は前記の通り以下を前記の通り更正何月日より右割合を以て上納可致候也と記せしむ

年 月 日

契約締結官氏名宛

散士は右の如く請負人と記載したれども我國現今監獄に行はる請負業は泰西諸國に行はるものと異れり何と云へば泰西諸國の請負業とは四人の管理及計算二つながら請負人に關するものを云ふ我國に

懲治人の第十條に依て賞譽せらるるも其の他のものに至りての賞譽せらるるの規定なきを以て文理解釋上賞譽を行ふ可きものにあらざると解するの外なし然らば如何なるものが賞譽せられざるや之を掲ぐれば左の如し

- 一 一年未滿囚の再犯以上のもの
- 二 刑事被告人
- 三 別房留置人

右三個のもの果して賞譽せられずとせば第五條の規定の何の爲めに設けたるや散士之を解することを得ず元來行狀勘査なるもの賞譽を行ふの材料に外ならず然るに賞譽を行はざるものに對して特に之が規定を爲す散士之を贅文と云はずして將た何と云はん次に第十條懲治人行狀善良なるものに對しての賞譽の記章の如何なる布片を與ふるや是れ研究を要する點なり元來囚人に對しての從來淺黄色の布片を與へ緒衣の上に付着せしむるを以て無賞表者と一目區別することを得るを以てなり然るに懲治人の如きものに對して尙淺黄色の布片を付着せしむるときは衣服の色と同一なるを以て殆ど無賞表者と區別すること能はざれども如何せん他に明文無きを以て散士の尙

ては管理は監獄の司る處にして計算のみ請負人に關す故に見據に依て名を異にす何と云へば是等のものを監獄より見るべきに却て監獄が請負人の如く見ゆ依て散士は請負人とは監獄の囚徒を使役して或工業を爲さしむることを請負ふものと解し右の如く請負人と記載したれども或る工業を人民より監獄に委託したるものと見て右の請負人と記載したるを委託人と記載するも不可なしと思ふ然れども元來請負業とは官司業に對する名稱なるを以て假令委託人と記するも其業目に請負業とせざる可からざるものなり

● 在監人行狀勘査及賞譽規定に就て

在奈良 洋々 散士

散士の本誌第八卷第四號に於て在監人行狀勘査及び賞譽規定を見ると題し本年二月發布の内務省訓令第五號の解釋を試みたり然るに該解釋に誤謬の點ありしを以て爰に之を正誤し併て再び之が批評を試みんと欲す同訓令第五條に刑期一年未滿の囚人刑事被告人懲治人及び別房留置人の行狀の勘査期を分たす適宜の法を設けて勘査す可しとありしを以て散士の直に刑事被告人及び別房留置人にも賞譽を行ひ得るものと速了せしめ散士の過ちなり其の後該訓令を熟讀含味するに一年以上の囚人の第八條に依て賞譽せられ一年未滿囚の初犯囚の第九條に依て賞譽せられ

淺黄色の布片を與ふるものと信するなり

通信

● 栃木縣三浦貢氏榮轉送別會景况

本縣監獄書記三浦第一課長は今回徳島縣へ榮轉に付五月二日送別會を當市信夫樓に開き來會者は白倉典獄を始め判檢事裁判所書記縣官警部監獄書記看守長監獄看守長辯護士等無慮百餘名席定まらざりて者惣代山内第二課長は左記送辭を朗讀し次て三浦氏に起て既往の情誼及來會諸君の厚意を謝する旨暨勸に演べ了るや宴に移り主客献酬紅裙其間を周旋し各自十二分の歡を盡して一同散會せしは午後九時半頃にして近來稀なる盛會なりき因に記す本縣監獄警員一同は同氏十數年間の勤勞に酬ゆる爲め尙洋服地一組を贈とせり云

● 送辭

維時恰も春色輪蕩百花爛熳真に之れ一年の好時節に際し僚友三浦君足下徳島縣へ出向を命ぜらる回顧すれば足下職を本縣監獄に奉ずること既に十有餘年其間警守係長作業課長務木支署長本署第一課長等凡う監獄に於ける樞要の位置は足下の經歷するところ而して事務敏捷用意周到熱心勤勉十年一日の如く其功績大なりと謂ふべし若し夫れ繼くに數年を以てせば蓋し亦謙すべきも多かりん今や南海渺乎たる百里の外に轉ぜらる吾人何ぞ惜別の情に堪へんや然れども業散離合は人事の常態にして須らく死ることを能はざるべし是を以て同僚相謀り服地一組別として之を贈呈す尙有志と共に其行な壯にせんが

爲め今夕送別の宴を張る案より山海の珍味なしと雖も聊か敬意のあるところを汲され歡を盡さるゝことを得ば幸甚の至なり
 維新明治三十年五月二日
 惣代 山内種樹

●奈良縣監獄署員の美學

近來道々各府縣に於て出獄人保護會の設立を見る然るに從來奈良縣に於ては未だ之が設立を見ざりしに之を遺憾とし今回同縣監獄の書記及び看守部長看守等發起者となり保護會設立準備集の趣旨書を發せしに森典獄を始め署員殆ど一同賛成を表せられたり誠に斯道の爲め悦ぶ可きの至りなり今其の趣意書を得たるを以て左に掲ぐ

出獄人保護會設立準備集の趣旨

社會文明の進歩するに從て犯罪人は漸く増加するに至る蓋し生存競争の結果實富の懸隔甚しきに至るを以て自然爰に至るものならん然り而して此の犯罪人を防遏せんとするは固より監獄官吏の職責なりとす然れども監獄は超然孤立して此の犯罪人を防遏すること能はざるものなり然らば監獄は何を以て犯罪人を防遏せんとするか他なし監獄は彼の感化事業と出獄人保護會の設立とを待て初めて完全に惡漢無賴の徒を減少せしむるに至らん之を人身に譬へんか感化事業は頭首にして監獄は腹脚出獄人保護會は恰も手足の如きものなり此の三者具備するに非れば到底完全に人身の働を爲す能はざるものなり抑も感化事業とは不肖少年若くは歸家孤獨の幼年子弟を感化教育せしむるの事業なり是れ犯罪人を未發に防ぐの最大効果あるものなり然れども累犯者を防遏するに獨り監獄と出獄人保護會の二者あるのみ保護會なきときは如何に監獄に於て當局者たるもの銳意熱心刑の執行を誤らずして既に改造進善の人と化し去らしむと雖ども一朝社會に出づるや倚る可きの親屬故舊尙ほ之を近けざるものあり況んや

知了せしむる爲め監獄幻燈を設置し監獄の現況若くは歐洲各國に於ける出獄人保護場の實況を顯はし加ふるに之が談話を爲し我奈良縣人士をして之を一見せしむるの機會を興へんことを蓋し蓋し一見に若かさるの格言の如く豈に多少出獄人保護會として出捐するものなきにあらざらんや此の義捐金に依て出獄人を保護するの道を講ぜんことを欲す爰に出獄人保護會設立の精練として之が準備金を集集せんと欲す職を當署に奉ずるものは間接と直接とを問はず四人を改造進善せしむるの衝鋒にあるものなり莫くば國家的觀念を以て此の際發起者の微意を察し別紙賛成者心得一讀の上賛成せられん事を是れ爰に此の趣意書を發する所以なりと云爾

(別紙)

賛成者心得

- 一 賛成者は月俸百分の一を本月五日より明治三十二年四月迄滿二年間贈金するものとす
- 但退職若くは轉任したるときは其の月限りにて贈金を停止し新に拜會したるもの、賛成者は賛成の當月より明治三十二年四月迄贈金するものとす
- 一 毎月贈金したる金額は典獄之を監督し第一課長に於て保管するものとす
- 一 第一課長は帳簿を設け金額の出納を明にし毎年六月及び十二月の二期に於て精算の結果を賛成者に報告するものとす
- 一 贈集したる金額は保護會設立の準備費に供するを目的とするを以て苟も出獄人保護に關する費用の支出及び之が方法は一に典獄に一任す
- 一 贈金に依て購求したる幻燈及び其の材料は公食品として監獄に備

他人をや而して就中懲罰孤獨の者に在ては如何に正業に就かんことを其の道を求むる事を得ず飢饉相迫り窮る所して死を待つもの君子にあらざるよりは再び犯罪を爲すに至る是れ止むを得ざるに出づるものなり此の止を得ざるに出でしめたるものは蓋し出獄人保護會の設けなき所以なりとす彼の感化事業の如きも必要は必要なりと雖ども出獄人保護會設立は目下最大急務の必要を感ず何となれば本年一月 英照皇太后陛下の崩御あらせらるゝや我 敬聖文武なる天皇陛下は深く哀傷遊ばされ恩惠を億兆に及ばざんが爲め誠懇の下に呻吟せし數万の罪囚をして盡く大赦減刑の恩典に浴せしめられ其結果一時に一万二三千人の出獄者を出だすに至る我奈良縣監獄に於ても亦二百餘名の出獄者を出だす然るに是等出獄人を保護するに適當なる保護場の設置なきを以て再び犯罪を爲し大赦減刑は却て社會害毒の種子を増加するに至る是豈優渥なる聖恩の趣旨に答ふる可云ふを得んや是れ出獄人保護會設立の目下最大急務なる所以なりとす然れども此の出獄人保護會の設立は一大事業にして到底一個人の能くする處にあらざるを以て官民共同一致して之が計畫を爲さる可からざるなり見よ歐洲各國に於ては到る處出獄人保護場の設けありて政府及市町村自ら進んで此の慈善事業に對する保護の厚き事を然るに我國に於ては此の如き思想は民間に於て甚だ乏く殊に監獄の何物たるやをも解せざるものあり是に於て袖手傍觀せば到底出獄人保護會設立を見るの時期勿らん爰に予單幸に職を監獄に奉じ大に之が必要を感ずるを以て薄給を節し出獄人保護會設立の準備金を集集し以て之が端緒を開かんことを欲す然れども是固より社會的事業にして到底無家無産の一個人の能くする處にあらざるを以て幸に之が端緒を開くを得ば民間人士に出獄人保護の必要及び監獄の何物たるやを

へ置くものとす之が監督は一に典獄に一任し保管は第一課長之を爲すものとす

- 一 贈金者は贈金したる金額若くは幻燈及び其の材料の所有權を主張することを得ず
- 一 他日出獄人保護會完全に成立したる曉に於ては典獄は幻燈及び之の材料を保護會に寄附することを得る
- 一 幻燈會實行其他民間人士誘導の方法は一に典獄の考案に一任す
- 一 贈金は毎月贈集したる金額の結果に依り月俸百分の一より減ずることあるべし
- 一 出獄人保護會成立したるときは贈集したる金額の殘餘あるときは典獄に於て之を保護會に寄附することを得る

發起者(いろは順)

- 看 守 今井 末吉
- 全 細谷 林
- 全 米澤 稔
- 看 守部長 米山信次郎
- 看 守 高宮 直視
- 全 辻 音松
- 全 中 文一郎
- 監獄書記 山崎 末吉
- 看 守 丸賀平太郎
- 全 松澤 支
- 全 澤井新三郎
- 全 三上 哲丸
- 看 守部長 篠井三龜松

雜報

●留置人の食糧並に費用

警察署の留置場に繋留する囚人刑事被告人等の食糧に就ては從來何等の規程なきを以て彼の令狀に依て入監したる者の如き監獄則に依り普通囚人被告人の例に従はざるを得ず然るに多數の警察署に在りては此等の者極めて僅少にして之が爲め特に規定の食糧を給するに極て手数を要するを以て地方に於ては不得已明治八年太政官達第百五十三號推問中拘留者の賄の例に準し總て金二錢五厘の範圍内に於て適宜之を支給するもの往々之あるやに聞及びしが其筋に於ても右等の不都合を避くるが爲留置人の總て監獄則に依らず主務大臣の定むる費額の範圍内に於て適宜給與することを得るの法を設けんとて目下詮議中の由

●煩文省畧の議

煩文省略の事に關し昨年來地方官の意見を徵收したるの兼て聞及びしが監獄行政に關しても其筋に於て去る者の逐はす來者の拒さすとの平素吾人の口頭に慣用する通語なりと雖も苟も吾人にして有情の動物たる以上の能く此語の如く冷々淡々として雲煙の過眼視し一片の感慨なきを得んや回想すれば既往僅々一ヶ月間に於ける我監獄界の名士にして如何に多く去り又如何に多く交迭を見しや左に掲記する所の典獄諸君の轉免多かりしやを見ん充分之を事實に證明するを得べきなり同人社會果して如何の感ある

○四月廿六日地方高等官の大交迭に左の二氏をして一躍警部長の榮職に轉せしむるに至れり

任岡山縣警部長(叙高等官六等) 京都府典獄 六角 耕雲
兵庫縣典獄 櫻井 高尙

任高知縣警部長(叙高等官六等) 四月廿九日又左の辭令あり

任長野縣警部長(叙高等官七等) 北海道廳典獄 小野木源次郎
○五月十日更に左の通り任命及免官ありたり

任警視廳典獄(叙高等官七等) 警視廳兼警視廳監獄書記 小河滋二郎
任北海廳典獄(叙高等官六等) 山口縣典獄 岡野 正輝

近頃頻りに研究中の由にて無用の報告等成るべく之を廢止すると同時に法令の適用其他執務の方法等に付て從來の干渉主義成るべく之を寛にし地方官の職權内に在るもの總て十分なる責任を以て之を處理せしむるの方針を取るべしと云ふ

●書記看守長特別任用の件

現行の規則に依れば看守より判任官に昇進することを得るに只看守長となるの一途あるのみにて其人物學力如何に優等なる者と雖も普通試験を経るにあらざれば他の判任官たるを得ず余輩其範圍の甚だ狹隘に失するを憾むや久し今聞く所によれば其筋にも此に見るあり看守にして一定の條件を充たしたる者の之を監獄書記にも採用し得るの規程を設けんとて目下詮議中の由余輩此規則の一日も速に發表せられんことを望む

●看守採用規則の改正

現行の看守採用規則の或る不備の點なきにわらず其範圍も稍狹隘に失するの感あり是又多少改正せらるべしと云ふ

●典獄の交迭一束

依願免本官

青森縣典獄 永田直之丞
島根縣典獄 山上 義雄

○五月十四日又々左の榮轉新任ありたり

任京都府典獄(叙高等官七等) 高知縣典獄 神谷彦太郎
任兵庫縣典獄(全) 大分縣典獄 矢部大一郎
京都府警部 廣澤 鐵郎

任高知縣典獄(叙高等官八等) 兵庫縣警部 清水精四郎
任大分縣典獄(全) 大阪府典獄 小林 三郎

任石川縣警部長(叙高等官六等) 廣島縣典獄 眞木 喬
任大阪府典獄(叙高等官六等) 三重縣典獄 新妻駒五郎

任廣島縣典獄(叙高等官六等) 三重縣典獄 坂本 久壽
任三重縣典獄(叙高等官八等) 内務屬

任青森縣典獄(叙高等官八等) 青森縣警部 松本 正理
任島根縣典獄(叙高等官八等) 山口縣監獄書記 小倉 實三

任山口縣典獄(叙高等官八等) 内務屬 坪井 直彦

以上を以て全國典獄の更迭の先以て一段落を告げしものならんか

●而して予輩の意見を云はし

めは

前項典獄諸君轉免の項中六角、櫻井、小野木、小林の四氏及び永田、山上の兩氏が監獄社會を去れたるの斯業の爲り一應遺憾限りなきか如しと雖も予輩の敢て娼婦が情郎を慕ふが如き醜を學ぶを欲せず況んや前三氏の監獄を脱して警察に入らんと雖も警察と監獄の自體離るべからざる密接の關係を有するものなれば三氏の警部長の榮職に轉せられしに寧ろ間接に監獄の爲め將來利便多かるべしと信ず而して聞く所に依れば后者の山上、永田の二氏何れも帝國の新版圖たる臺灣に航せられ山上氏の總督府民政局事務官として監獄課長の椅子に據り全島の監獄事務を操縦せられ永田氏の全島或縣の典獄の榮職に就き監獄行政を刷新せらるゝとの事にして要するに兩氏の任官の内地に失ふて臺灣に得るに過ぎずして寧ろ我獄事の爲め將來多幸の彼岸に達するの行程に上られ

なりしが目下各府縣に於て看守の缺員多きより或之を屬行する能はざるやの虞れあり今回其筋より右の實際地方の状況に依り便宜取扱ふも差支なき旨通牒せられたりと云ふ

●何故に典獄は當局の器を要せざるか

なるか

近日發布せられたる警部長特別任用法に依れば警部五年勤続したる者にして現に判任二級以上の俸給を受くる者より任用することとなり又大藏省所轄の司稅官補の稅務屬五年以上勤続の者(判任五級以上)より特任することとなるにも拘はらず(五年以上勤続を要するの勿論)より任用することとなり均しく特別の技能を要し同様特別任用の高等官にして甲乙の其法令發布の日淺きより當局判任官たるを要するにも拘はらず典獄に限り判任文官(廣義の)にしし資格俸を受くる者の其經歷の如何を問はず一躍監獄の長官となすを得るの予輩其意の存す所を知らざらんとす是れ實に法の缺點と謂ふべし否法令の缺點たるのみならず監獄に人才を得るの困難なる所以の原因に外ならざるなり譬へば彼の從來監獄

たるものに外ならざるなり故に予輩の只前五氏に希望すらく諸氏は是れ只其位地と任地を異にせられたるに過ぎざれば今後益々予輩に教訓愛顧を垂れられ予輩を誘掖せらるゝに吝ならざらんことを望ましけれ至囑々敢て諸氏の健康を祈ると爾云

●尙又獄界の救世主として

予輩の今回三雄を失ひ二龍を臺灣に放つ不幸に際會すと云ふと雖も一鶴を爾かも輩毅の下に再降せられたることは是れなり一鶴どの誰ぞ曰く小河滋二郎其人なりとす氏の歐洲最近の獄事に關する錦囊を齎らし歸られ今や漸く其錦囊を開き同人社會に雄飛せられんとする氏にして警視廳典獄の榮職に就かるゝあり同人社會何を以て寂漠を憂へんや否憂ふるに足らざるのみならず愈々益々予輩を扶掖誘導し予輩をして人後に救世主を得たるの歡あらしむ同人社會以て謳歌歡迎すべきなり

●看守勤務法に就て

看守勤務法に就ての獄務概則既に明文あり晝夜分勤法に依るべき事となれるも此晝夜分勤法の利害得失に就ての從來當局者の間に随分議論ありて全國劃一に行はれざりし地方も之れありたるやに聞き及ぶ所

の何物たるを知らざりし判任文官の一朝入つて典獄の榮職に就くが如きの類の予輩漸じて之を非難せざるべからざるのみならず是れ全く法弊の玆に至るものなりと謂はざるを得ず以上の彼是の權衡上よりするも當局の才能を任用せんと目的上よりするに將來後進監獄書記看守長の進路を開通し後進者をして將來の希望心を懷抱せしむる上よりするも典獄特別任用令をして監獄に經驗ある者より任用の事に改められんこと刻下同人社會の輿論として當局者の須らく反省を要する點なりと信ず

●典獄の増俸説は果して如何

行政整理の結果漸く各省官制の改正となり陸海軍大藏省の如き既に改正官制の發布を見るの今日道路の風説に依れば地方官々制も不日幾部の改正發布あるならんと説の眞偽如何の之を確知するを得ずと雖も從來吾人同人社會に於て最も其必要を説く者の多き彼典獄増俸問題の其後果して如何成行きつゝあるや今にして若し此増俸令の實行せられざる曉きに老練有爲の典獄の今後尙其職に戀々として鞠躬盡瘁するを潔しとせんや既に警部長特別任用令發布の今日現に全國典獄の内二十名内外の警部長任用資格を具

有せる者ありと云ふに於てをや今日以後尙典獄増倍論に實行を見ざるならんか漸次監獄の人数なきの嘆聲楚歌を聞く遠きにあらざるべし目前に迫る所の外國人拘禁に關する監獄の準備の將た誰をか恃さんや況んや臺灣其他に轉任を希望するものも多き悲運なるに於てをや當局者に一考を請ふこと爾かり

●北海道網走分監の當分閉鎖

減刑令發布の結果在北海道の重罪囚の著しく減少し當分内地より移送する必要なきより北海道集治監網走分監の當分之を閉鎖し同分監に關する事務の總て樺戸集治監に於て取扱はるゝやの事にて來る六月一日より之を實行せらるゝこととなれり予輩の其美學たるを祝するに吝ならざるなり

●内務大臣の監獄巡閱

樺山内務大臣にの曩きに警視廳監獄本署、巢鴨監獄支署を巡閱せらるゝ所ありしが尙は又本月六日寺原警保局長水野大久保兩秘書官小河警視廳典獄を隨へ東京集治監を巡閱せられ越へて十二日に到り前記諸氏の外尙は山田警視總監と共に市谷監獄支署に臨みれ數時間を費やし遇因事務管理等の實況に就き精密なる視察を遂げられ殊に幼年囚の處遇法に就ての懇

切なる注意を加へられたる所ありと云ふ

●留岡君の監獄談

留岡幸助君の先頃中關西地方に出張せられ神戸大坂京都等到的所に監獄改良事業の公開演説を試み殊に免囚保護少年感化事業の普及に就き熱心なる運動を取られたるの結果大に地方人士の同情を惹起す所ありたる由なるが當地に於ける差擱き難き用務の爲めに歸京せられ當時の監獄事業の傍ら教會新聞等に執筆せらる尙は本月二十日帝國大學の法理研究會に臨み米國監獄事業の大勢と題し一場の長演説を試みられたりと云ふ

●時事新報の監獄論

監獄論二篇の載せて本誌彙報欄にあり時節柄讀者の参考に資する所あるを信す

●警視廳監獄署看守大小原藤吉氏

同氏が兇行囚を斬殺したるの顛末の別項記載する所の如くなるが其の職務に忠實にして勇氣あるの寔とに以て司獄同僚の鑑となすに足る氏の其の當時尙は教習中にありしが卒業後直ちに九圓俸に拔擢せられたりと云ふ

●果して此事あるや否や

頃日某新聞紙の小河典獄の監獄談と題し報じて曰く客年佛國に於ける萬國監獄會議に出席し續て歐洲各國監獄制度の視察を遂げて先般歸朝したる警視廳典獄小河滋次郎氏に六月初旬開會せらるべき地方官會議に出席して各地方官の参考に資する爲め一場の監獄視察談を爲すべしとの事なり

●死刑に換ふる一方案

北米合衆國の法律家某氏の熱心なる廢死刑論者の一人なるが頃日死刑廢止に換ふる一方案を立て曰く人を殺したる時の宜しく加害者をして終身被害者の遺族の爲めに勞働せしめ勞働の所得の擧げて之を遺族扶助の料に供せしむべし云々と拜金宗の國柄に或の其實行を見るに至ることなしとも云ふ可らず

●巢鴨監獄支署に於ける兇行囚斬殺の顛末

警視廳監獄巢鴨支署在監人 輕懲役八年 謀殺未遂罪 入犯 山崎福太郎 元治元年十月生

明治二十九年一月十二日巢鴨支署に於て就役中四徒日冲仙之西外一名と共謀し囚徒鈴木元次郎を殺害せんとするの目的を以て工業用の小刀を以て全囚に負傷せしめたる被害事件に付全年七月四日東京地方裁判所にて重懲役十一年に處せられ三十年一月三十一日減刑勅令に依り輕懲役八年に減刑せらる

輕懲役七年六月 持兇器強盜罪

明治二十八年六月二十四日東京地方裁判所に於て重懲役十年に處せられ三十年一月三十一日減刑勅令に依り輕懲役七年六月に減刑せらる

本囚の入監後他囚を殺害せんとするの目的を以て負傷せしめ或の逃走を企て其他前後十數回獄則を犯し懲罰に處せられ最も兇暴癡惡なる者に付他囚と雜居せしめ難く一房に獨居せしめあり然るに明治三十年五月六日午前六時三十分頃戒護看守金井重太郎氏に對しに臥具破損したる趣を以て其補綴を出願したるに依り全看守の房内に入り之を檢査したるに果して破損し居れるに付補綴の手續をなさんが爲め房外に出んとしたる際本囚の尙便所に穴隙生し居れるを以て檢査せられたしと申述ぶるに依り全看守の床上より便所を見たりしに穴隙を認めざるを以て其旨を告げたるに本囚の更に便所の下方に降らざれば其穴隙の見得べからずと申述べたり全看守の其言語に少し

く不審の廉あるを以て怪み思ひ居れる時本囚の早くも全看守の後に廻り便所の内口を蓋ふ所の板(此板は長二尺一寸位幅五寸位にして臭氣を防ぐ爲に常に便所の内口を蓋置く者なりしに本囚は暴行前此板を取出し捲連の下に包藏し置きしものなり)を以て突然全看守の頭部及び右側面部に二三回の打撃を加へたりしに依り直に取押へんとしたるに本囚の更に手拭を巻付たる硝子片(此硝子片は前日監房檢子を喫し取りたるものにして其數片を合せ兼て背後内裏方の窓の硝子手拭を巻付たる包藏し居りし者ならん)を取出し之を以て全看守の右側面部に創傷せしめたり全看守の打撃を受けたるのみならず創傷より出血甚しく爲に眩暈し力衰へ遂に本囚の爲に仰向に打倒され且足を以て強く胸腹部を抑へられ左手を以て咽喉を緊握せられ又右手を以て劍身を抜取られたり此瞬間數間を隔りたる位置に勤務し居れる看守大小原藤吉氏本囚の居房に當り遽に喧騒せるを聞き是れ事變の生したるものならんと思料し疾走し到れば本囚の金井看守を押付け右手に劍を提げ今や將に全看守を刺さんとするの狀をなし危機一髪の間に迫り居るを認め之を制止せんか爲に大喝「何をするか」と呼ばり直に房内に入りたるに本囚の金井看守を押付たる儘少しく姿勢を變し劍を振上げ大小原看守に向て將に切付んとしたり全看守の此危難に臨み他に施すべき手段なく止む

を得ず抜劍し先んじて本囚の面部及頭部に切付たり於是本囚の始めて金井看守を押付けたる手足を放ち屈倒したり而して本囚の創傷の爲に暫時にして死亡せしものなりと云

● 巡查看守の俸給令 改正

嘗て斯社會の輿論たりし巡查看守の増俸論の昨今に至り漸く社會人士の注意を惹くに至り當局有司又時世の必要に逼られ本月廿一日の官報を以て(五月十八日付) 巡查看守俸給改正令を發布せられたり而して其全文の法令欄内に掲ぐる所の如し

● 改正俸給令發布の近因

前項巡查看守の俸給改正令の恟に予輩の意を得たるものにして吾人をして大旱に驟雨を得たるの感あらしむ今日以後亦以て警察監獄に人才を採用するの機會を得たるものとして巡查看守諸君の爲め將た斯道の爲め慶賀すべき事なりとす要するに本令をして斯く圓滿なる結果と本令發布をして斯く速かならしめし近時臺灣巡查看守召募の急且つ夥多なりしより全國府縣の巡查看守に非常の缺員を生じ容易に之を

補充任用するの至難なりし結果其筋に於ても今回の如き英斷ありし所以の原固に胚胎したるものと謂ふべし

● 改正令施行の時期に就て

改正俸給令に依れば同令第八條に於て土地の狀況に依り其施行を明治三十一年三月三十一日迄即ち三十一年度迄延期することを得との明文を設けられたるに其原因警察署監獄費にして地方税支辨たるの今日既に本年度の豫算の舊令に依り編成しあるより増給實施の困難を豫測せられたるものなりと雖も本勅令の精神の目下多數の缺員を補はんとの所謂焦眉の救済策に出でたるものなれば即時施行を本則とし延期の則ち特例とせられたるものにして當局者たるもの此際奮つて俸給増加の策を講し可成速かに實施の果斷に出で遺憾ならしめられんことを最も肝要なりとす

● 原氏免囚保護事業報告

(第二回第三回報告を合併して繕録す)
三月四月兩月間新に保護を致したる者二十八人 前報告のものを合すれば二百四十六人(内一人肺病に罹り三月月中死す)

- 五月一日現在寄宿者六十二人(内盲人一人(按摩)癱疾二人(病者(第一醫院に於て治療中))一(家僕))
新に家を構へ營業する者 十二人
常雇となり主家又の職工場に宿泊營業する者 十五人
親戚又の舊知人の許にて營業する者 十九人
右百〇九人の東京に現住致し原胤昭の直接保護を致すものなり
郷里に歸り營業する者 百廿一人
各地方に出稼する者 十五人
委託し保護を致すものなり
東京現在直接保護のもの百九人の現在職業(内一人入獄)
- | | | | | | |
|-----|---|------|---|-----|---|
| 鍛冶工 | 五 | 建具工 | 二 | 指物工 | 一 |
| 石工 | 一 | 按摩 | 一 | 大工 | 九 |
| 木挽 | 三 | 左官 | 一 | 理髮 | 二 |
| 馬丁 | 一 | 莫刻 | 一 | 筆耕者 | 二 |
| 家僕 | 二 | 石板職 | 二 | 園丁 | 五 |
| 踏鍛工 | 一 | 和服裁縫 | 一 | 機工 | 一 |

編輯室工	三	荷瑩細工	二	鐵板工	三
洋服裁縫	一	人力車夫	四	貨布團屋	一
新聞配夫	一	露店菓子賣	三	小間物商	一
印刷工	六	彫刻師	一	舟乘	二
菓子職	一	清潔社夫	一	煉化工	一
氷室人夫	三	紡績工	一	菓子商店	一
板紙工	一	製圖方	一	賭夫	四
紙袋工	一	汁紛屋	一	奉公	五
會社勤務	三	土方	二	土方手傳	五
齋方	四	齋手傳	四		

重要記事

寄宿舎假設以後三ヶ月を經過し保護したる者貳百四拾六人なり然れども幸に一人の逃亡者を出さず又歸國及出稼者百三十六人中四人の所在不明者あるのみ餘の悉く通信ありて所在及職業を明白に知了せらるゝものなり

寄宿舎假設以來數十人の病者に對する治療藥餌及び種痘費用の私立神保醫院(院長鈴木篤三郎君)の施療

在廣陵 譚々樓主人

監獄女監構内の洒掃靜肅安寧なるの規律勵行の結果にして苟くも監獄規律の緩慢に流るゝときを謂ふ可からざる弊害を醸し監獄全体の規律を維持するに能はざるの吾人の論辨を待たざる所なり今や獄事改良の著に著き何れの地何れの監獄と謂へども不規律不体裁のヶ所あるを見ず否な絶体的之なきを承認する所也

然り而りと雖ども吾人の耳眼を注て廣く監獄界を視耳を女監周圍の障壁に傾け觀察し來たらば果して構内の規律勵行せられつゝある歟吾人頗る疑なき能はざるなり夫れ女監構内の洒掃不行屈女因交談の繁囁なるの不規律不勵行の尤も酷しきものにして此弊や諸惡傳播の原因となり媒介となりて掩ふ可らざるの失態を演ずるとあるの顯著なる事實なりと信す夫れ然り而りと雖ども女監に收監せらるゝ處の囚人の概して社會劣等の階級にして固より禮儀作法の何たるを知らず邪慾一屆の貪女なる而已豈に浩嘆の至りならずや反之高貴にして且つ身分あるの婦人女子にして唯だ一時細些の過失に依り收監せらるゝが如きもの絶体的之なしと謂ふも過言にあらざる也爾り如

に由りたり寄宿舎の神田美以教會假會堂を借受けたるにより家賃(一ヶ月貳拾圓宛)の悉皆同教會の補助に由りたり
宣教師カルスト君より人力車一輛敷物一枚全グレイン君より人力車一輛蚊帳三張安藤太郎君令夫人より手拭百本寄附せられたり
四月十二日東京禁酒會々長安藤太郎君(前商工局長)來舎あり寄宿者のために出獄者に對する同情と題し有益なる高演あり
右演說に前後し在京被保護人中禁酒會に加入せしもの六十七人あり
四月十九日神保醫院院長鈴木篤三郎君來舎あり夏期に際し衛生の重んずべきを以て顯微鏡を携へられ各種の黴菌を詳に現示説明せられ傳染病の恐るべきとを懇諭せられたり

寄書

●女監構内の規律は果して勵行せられつゝある歟

此社會劣等の婦人女子にして交談不規律の諸行爲あるに誠の有勝のとてして敢て尤むべきに非ずと雖ども苟も犯罪人と爲りて國家の制裁を受くる以上は彼等が痼疾たる惡質を矯治育成し彼れか平素の惡習慣を打破して善良の美習慣を養成するに獄務改良上の一大要務なり豈に奴めざる可けんや要之女監構内の不規律不勵行の酷しき百惡源泉の兆にしてその如此を致す所以の者の一に監督者其人不注意に依ると云へども又た直接戒護の責任を帯びたる女監取締諸子に於て充分其責を負はずんばある可らず夫れ女囚のとたる出でし一家の主婦と爲り内治樞要の位置を占め良夫を輔て外事を補翼せしめ天下の母たるべき美範を擧げしむるものなれば百般の規律を勵行し婦人特有の美習慣を養成するに實に女監取締諸子の力に依らざる可らず嗚呼女監取締諸子の責任も重且つ大なる哉吾人聊か感ずる所ありて以上女監規律の勵行を希圖し監獄改良の歩武を進むるの速ならんと祈る

●密室監禁日限計算に就て

進 正

密室監禁の日限を計算するに刑事訴訟法第十五條に據り最終の日休暇に當るときに之を期間に算入せざるのみに監禁其もの性質に反するのみならず決して其法理にあらざるを信ず若し強て算入せざるにせよ余の之を不法監禁と言はんのみ請ふ論者徒に法文の字句に拘泥し法の精神を誤解する勿れ

蓋し刑事訴訟法に於て期間と稱するは(時功)上訴故障等に就ての期間を指したるや明かなりとす且其期間を計算するに若し最終の日休暇に當るときに之を算入すべからずと規定したるに論ずる迄もなく休暇に凡そ官衙に於て事務を取扱はざるが故に如何にして之を算入するの理なし之其猶豫ある所以にして固より當然の法と謂はざるを得ざるなり然るに監禁にありては絕對的性質之と異なり假令最終の日休暇に當ると雖其執行を免かれざるの點に至りての論者も亦必ず異見なかるべし已に然らばこれに向て毛頭猶豫を與ふるの必要なきに炳として明かなるに何を苦しむて不法にも上訴の場合と同一理由を以てするか若し如斯餘計に監禁するをしも尙可なりとせば天下又一も不法のものあるを見ざるに至るべし即ち余をして更に之を忌憚なく言はしめば反對者の恰も

彙報

刑期を計算するに最終の日休暇に當るときに之を算入せずと云ふの痴論と同一轍なりと斷せん
要するに余輩の所論に密室監禁の日數に對し已に期間なる名詞を付するの不妥當なるを知ると同時に其計算の上訴等の期間と同一視すべきものにあらざるに云ふに在り余の今此問題に就き少數者の意見として之を吾が熱心なる僚友諸君に提出す希く諸君幸に余等が爲に名論卓説を吝むなかれ

正誤

北海道集治監釧路分監より左の如く申越ありたるを以て茲に全文を掲げ該記事を抹殺す
費合雜誌第八卷第三號彙報中北海道釧路分監の騒動と題したる記事東北日報の轉載として掲記有之右は事實無根に付御取消相成度此致申入候也
明治三十年四月十二日 北海道集治監釧路分監

警察監獄學會會中

●監獄改良と其費用の國庫支辨

治獄の要は嚴正なる懲罰を執行すること共に之を感化訓戒して善に導らしめ以て世に犯罪の數を減少するに在り然るに目下の有様を見れば罪囚は次第に増加して止まる所を知らず賦費も亦隨て嵩むの一方のみ或る地方のよきは治獄の費用は地方稅總額の二割以上を占め甚だしきは三割以上にも達したる所あり特に注目すべきは再犯以上の者甚だ多き一事にして常に總罪囚の半を占むると云ふ各國に例なき所にして自から種々の事情もある可し雖も獄制その宜しきを得ざるは確に最大原因に相違なかる可し即ち世間にも監獄改良の議論ある所るなれども未だ其實効を見ざるは要するに賦費の供給意の如く爲らざるが爲めのみ本來罪人は國家の罪人にして其之を罰するは國法に依り國民全體の治安の爲めにするものなれば其費用も亦國庫の負擔たらざるを得ず歐洲諸國に於ても從來地方稅支辨のもの少なからざりしかども次第に國庫の負擔を爲し佛は千八百五十五年及び千八百七十五年の法律に依り英は千八百六十五年及び千八百七十七年の法律に依り共に其制度を改め漸次漸く改良の効を奏せしむと云ふ我が政府が明治十四年に於て遂に監獄費を地方支辨に移したるは十年戦亂の後を承けて財政に窮し已むを得ず一時の權宜として行ひたるものにして其後衆議院に於て之を否決したるは地價修正案等を通過せしめんとの希望ありしが爲めなり共に事の性質に於て國庫支辨と爲す可らずとの趣意に非ず然らば地價修正の無用を認め且つ行政整理の必要を感じて世間にも其實行を公言したる今日に於て監獄費國庫支辨を歸還するの理由ある可らず之を地方の支辨と爲し置くときは或る地方は割合に重き費用を負担するに反して又或る地方は案外に輕き監獄に止まるが如き不公平を免れざるのみ監獄の改良は得て望む可らず獄舎の構造各監房の配置等は懲罰感化の効力に影響

と衛生上にも大なる關係あるものにして今日の如く重き罪人も輕き初犯も再三犯も混同して同一の監房に雜居せしむるは恰も監獄を以て惡人養成の學校を設るに異ならず一度が入獄せし者が先進に教へられて次第に其術を研究し再犯三犯迄に改むること能はざるも偶然に非ざるなり然るに今府縣會の事情を聞けば監獄費は早晩國庫の支辨に歸す可しと豫想し又只管負擔を輕くせんとして必要と知りながら其改築修繕の費用を否決し或は痛く之を削減するの常なりといふ且つ監獄の作業は懲罰の一條件として賦課するものにして其適否は監獄の經濟再犯の防遏等に大關係あるにも拘はらず地方議會は前同様の事情よりして作機基金の支出を拒むが故に獄吏は作業の適否を擔ぶに遠あらず只管囚徒をして拱手安座せしめざらんことに汲々たるもの、如し誠に堪へ難き次第なれば速に國庫の支辨として改良の實効を收めざる可からず然れども戦後國費多端にして之に充つ可き費用なきを如何せん云ふものあらんか財源は酒稅に求めて餘裕あり先づ自家用酒の釀造を禁じ其結果として酒類の釀造高を増し因て得る所の酒稅稅の一部分を以てすれば監獄費の如き唯是れ國家の細費と云ふも可なり前日も論じたる如く自家用酒を禁じたればさて實際小民の利害には少しも影響せざるのみならず申以上のもは却て之を喜ぶことあらん假令一步を讓て多少不便を感ずるものありとするも自家用酒を造る所は主として奥羽六縣と鹿兒島縣にして國家全體の實益の爲めに一局部些少の利害に顧るに足らず特に一方に於て酒の稅を拂ふ代りに他の一方に於て地方稅の負擔を減せらるるとなれば差引して格別の利害なきと共に監獄は爲めに改良の功を奏して罪人の減少を見るに至る可し社會全體の一大幸福一大利益なれば財源は酒稅に在りとして監獄費を國庫に移さんことを我輩莫々

も希望する所なり

●獄政を司法大臣の管轄に移す可し

司獄官は社官の安寧秩序を害したる不法の徒を監督して嚴正なる紀律に服せしめ感化啓誘して以て再び法外に逸することなからしむるの責任を負ふものなれども扱ふの感化啓誘の功は一朝一夕に收む可らず第一其人は斯道の經驗に富み如何にすれば罪人を治むるに最も効方多きやを知り次に其事を以て殆んど終身の業と心得是非とも懲戒の目的を達せざる可らずとの宗教的熱心を有すること肝要にして此二箇條の資格を具へしめんには何は採措さ先づ其地位を鞏固にして容易に動さず以て富人をして安心せしめざる可らず然るに因襲の久しき今尙ほ司獄官を視ること殆んど昔日の牢番同様にして一般に之を重せざるのみか交迭頻繁なる府縣知事をして監督せしむるが故に其地位も隨て完全なるを得ず何時轉免も計る可らずして職務も自から疎略に流るゝは免れざるの數なり特に今後地方官の任免は一層頻繁と爲ること明白なれば監獄費を國庫支辨に移すと共に司獄官を擧て司法大臣に隸屬せしめ檢察事をして之を監督せしむること得策なれ萬國刑法會議に於ても監獄は須く檢察の監督に屬す可きものと議決し現在歐洲に於ては既に之を實行するもの多く又將に實行せんことを圖りつゝあるものも少なからざるよし事の性質に於て司法大臣に屬す可きのみならず内務大臣は地方行政、議員選舉、行政警察、土木、衛生、地理、社寺、戸籍、出版、版權、賑恤、救濟等に關する事項を管理し其職責甚だ廣くして或は過大に失するの懼なきに非ず監獄管理の如きは自から行届き兼ねて屬僚に一任し所謂屬僚政治に陥るの憂あるに反し司法大臣は檢察事務を指揮し恩赦復権に關する事項及び其他の司法行政を管理するまでにして平生無事に苦むほどの次第なれば

今若し獄政を内務より割て司法に移さば其監督は一層行届くことならん然かもみならず治獄の事は本來檢察の職務に關すること多くして地方官には縁故甚だ薄きものなり獄費にして一旦國庫支辨と爲らんか職務上殆んど府縣知事と何等の交渉もあることなし例へば治罪の手續たる「法警察も起訴不起訴の決も有罪無罪の裁斷も刑の執行指揮も又刑の執行監督も其過半は司法官たる檢察の職責に屬し幾分は裁判官に屬す可きものなり隨て府縣知事は如何に未決囚の減少を望むも其職權の及ぶ所に非ず傍觀の外なれども若しも司獄官を擧て司法大臣の管轄に移し檢察事をして監督せしめれば未決囚を減するの望もなきに非ず且つ已決囚に對し刑を執行するに當りては所犯の情狀を斟酌して輕重の役を賦課すること多し而して其所犯情狀の輕重を知ることも最も詳なるものは檢察事に、うあれば其監督の下に役を賦課するときは従前よりも刑の執行の當を得べきは明白にして再犯防止の効力も少なからざるのみか懲戒の狀況、改悛如何の監視も一層精密と爲り感化遷善の實効を奏して自から裁判の恩典に浴するものも次第に増加することならん我輩は監獄費を國庫支辨に移すと共に獄政を司法大臣の管理に歸せんことを望むものなり

○編輯者謹告

寄書、問答、等緊要の記事編輯机上堆を爲すも紙上都合に依り掲載し能はざりし頗る遺憾なり就て下次號以下に於て操合せ掲載可致に付尙續々御投稿被下度切望に堪へざるなり